

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

契約事項名

「複写サービスに係る単価契約
(知事・教育)」

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

総務事務厚生課

入札説明書目次

・ 入札説明書	… P 1 ～ 4
・ 補足説明	… P 5 ～ 6
・ 入札保証金・契約保証金についての注意事項	… P 7
・ 契約履行証明書	… P 8
・ 保証保険記載例	… P 9
・ 入札参加者心得	… P 1 0
・ 日程表	… P 1 1
・ 仕様概要	… P 1 2 ～ 1 5
・ 仕様書	… P 1 6 ～ 3 5
・ 複写機の仕様	… P 3 6
・ 機種一覧表	… P 3 7 ～ 3 9
・ 台数一覧	… P 4 0
・ 使用見込枚数及びコピーカードの有無等	… P 4 1 ～ 6 3
・ 設置場所一覧	… P 6 4 ～ 8 4
・ 委任状及び記入方法について	… P 8 5 ～ 8 6
・ 入札書の記入方法について	… P 8 7
・ 入札書及び記入例	… P 8 8 ～ 9 2
・ 入札書内訳書	… P 9 3 ～ 1 1 2
・ 機能証明書及び機能証明書別紙	… P 1 1 3 ～ 1 1 5
・ 保守サービス拠点一覧	… P 1 1 6
・ 契約書（案）	… P 1 1 7 ～ 1 2 8
・ 誓約書	… P 1 2 9 ～ 1 3 0
・ 課税（免税）事業者届出書	… P 1 3 1

複写サービスに係る単価契約(知事・教育)入札手続きについて

福岡県が調達する物品に係る入札公告に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- ・入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
- ・仕様書について疑義がある場合は、文書（FAX可）で下記6に掲げる部局に説明を求めることができます。
- ・質問に対する回答は下記6に掲げる部局の執務室と県HPに掲示します。
- ・入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- ・本調達案件は、福岡県の電子調達システムを利用した入札手続き（以下「電子入札」といいます。）としますが、やむを得ず紙による入札（以下「紙入札」といいます。）により参加することを拒むものではありません。なるべく電子入札による入札をお願いします。

※締切日時は入札日程表を参照してください。

1 公告日

令和8年10月23日（金）

2 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- (2) 契約内容及び特質等
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和9年2月下旬（予定）～令和13年3月31日
- (4) 納入場所
別添設置場所一覧のとおり

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）。

4 入札参加資格を得るための申請の方法

3に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入し、入札日程表に記載する日時までに次の（2）の部局へ提出してください。

- (1) 申請書の入手方法
福岡県庁ホームページからダウンロードする。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
- (2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年12月7日（月）現在で次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 3の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者。

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できる者。
- (3) 納入する物品にかかるアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者。
- (4) 電子入札による場合は、入札日程表に記載する日時までに電子入札システムによる入札参加申請を行い、入札参加の確認を受けた者。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書に示した物品であることを証明する機能証明書を入札日程表に記載する日時までに下記 6 に掲げる者へ提出し、確認を受けた者。なお、提出した証明書について説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (6) 保守サービスの体制が整っていることを証明する保守サービス拠点一覧を、入札日程表に記載する日時までに下記 6 に掲げる者へ提出し、確認を受けた者。なお、提出した証明書について説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者。

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟 1 階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109

7 契約条項を示す場所

上記 6 の部局とします。

8 契約書作成の要否

要（別添契約書案参照）

落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるので、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

10 入札説明会

行わないものとします。

11 入札

本県の電子入札システムを利用した入札手続きとしますが、やむを得ず紙による入札により参加することを拒むものではありません。なるべく電子入札による入札をお願いします。

(1) 電子入札の場合

ア 提出締切 入札日程表に記載しています。

(2) 紙入札の場合

持参又は郵送（書留限定）してください。

ア 提出場所

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟 1 階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
イ 提出締切 入札日程表に記載しています。

(3) 注意事項

- ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とします。
- イ 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができません。
- エ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければなりません。
- オ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合があります。

12 入札保証金の納付期限

入札日程表に記載しています。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供してください。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されます。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上）を締結し、その証券を提出する場合。
- イ 過去2年間に本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額（税込み）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合。
- イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

14 開札

(1) 日時

入札日程表に記載しています。

(2) 場所

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）
福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことを認められる者。

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時に再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度の入札を行います。

15 入札の無効

次の入札は無効とします。

なお、14の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

- (1) 入札金額の記載がないもの、又は入札金額を訂正した入札。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出した場合を含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）。
- (4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到着しない入札。
- (5) 入札者又はその代理人の記名（電子入札の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）。
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。
- (7) 金額の重複記載又は誤字、若しくは脱字により必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）。
- (8) 入札書内訳書に記載漏れがある入札。
- (9) くじ番号の記載がない入札。
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者。（開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しません。

- (11) 入札書の日付がないもの、又は日付に記載誤りがある入札。

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより、落札者を決定するものとします。

17 調達手続の停止

特定調達にかかる苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止を要請する場合があります。この場合、調達手続きの停止等があり得ます。

補 足 説 明

○入札説明会はありません。説明書の熟読をお願いします。

○入札等に関する質問及び回答について

質問は入札日程表に記載の期限までに総務事務厚生課調達班まで文書（FAX可）で行ってください。回答は入札日程表に記載の日時から総務事務厚生課執務室に掲示及び福岡県HPに掲載しますのでご確認ください。

○機能証明書の提出について

実際に納品しようとする複写機が、県が提示している仕様書の規格・条件を確かに満たしていることの証明書を、この入札説明書の中にある様式（機能証明書）に従って提出することが入札書受領の条件となります。機能証明書の提出期限は入札日程表に記載の日時までとなっていますが、提出された証明書に訂正が必要になることも考えられますので、ある程度日数の余裕をもって総務事務厚生課調達班へ提出してください。提出された書類の確認ができましたら、後日、確認通知書を送付します。

なお、機能証明書は、各機種毎に作成したうえで提出してください。

○保守サービス拠点一覧の提出について

保守サービスの体制が整っていることの証明書を、この入札説明書の中にある様式（保守サービス拠点一覧）に従って提出することが入札書受領の条件となります。保守サービス拠点一覧の提出期限は入札日程表に記載の日時までとなっていますが、提出された保守サービス拠点一覧に訂正が必要になることも考えられますので、ある程度日数の余裕をもって総務事務厚生課調達班へ提出してください。提出された書類の確認ができましたら、後日、確認通知書を送付します。

○入札書の提出方法について

・提出方法については原則電子入札としますが、やむを得ない場合は、総務事務厚生課調達班に直接持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便）によること。その他の方法は認めていません。

・直接提出する場合は、封書にして氏名（法人名）及び「〈複写サービスに係る単価契約（知事・教育）〉入札書在中」と記載すること。

・郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限日である入札日程表に記載の日時までには必着のこと。その場合は、直接提出する場合と同様の方法で封書にした入札書をさらに封書にし（二重封筒）、外封筒にも中封筒と同様に「〈複写サービスに係る単価契約（知事・教育）〉入札書在中」と記載すること。また、外封筒の宛先は、入札説明書記載の総務事務厚生課調達班としてください。

○入札保証金について

・現金〔小切手の場合は、銀行振出小切手（振出人及び支払人が同一金融機関であるもの）に限る〕納付する場合は、郵送での受付をしていないため、入札日程表に記載の日時までには総務事務厚生課調達班に持参してください。

○入札保証保険契約又は契約履行証明書について

・直接提出する場合は封入れせずに提出してください。

・郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、入札日程表に記載の日時までには必着のこと。外封筒には「〈複写サービスに係る単価契約（知事・教育）〉入札保証保険在中」と記載し、宛先は総務事務厚生課調達班としてください。

○開札について

・入札日程表に記載の日時から実施する開札には、競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者本人・代理人及び委任を受けている入札担当者が立ち会えます。なお、紙入札者については、12時55分までに入札室にお集まりください。その際入札担当者は、事前に委任状を入札書と一緒に提出する必要があります。

○再度入札について

・再入札の入札書の提出期限と、再入札の開札日時は入札日程表に記載の日時とします。
(紙入札者は、13時55分までに入札室にお集まりください。) なお、1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますので御注意ください。
・郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、受領期限日である入札日程表に記載の日時までに必着のこと。その場合は、直接提出する場合と同様の方法で封書にした入札書をさらに封書にし(二重封筒)、外封筒にも中封筒と同様に「〈複写サービスに係る単価契約(知事・教育)〉入札書在中」と記載すること。また、外封筒の宛先は、入札説明書記載の総務事務厚生課調達班としてください。

○落札者の判定について

入札書の頭金額で判定します。契約は単価で締結しますが、落札者の判定は、**4年間の使用見込枚数に単価を乗じた額の総価(合計金額)**で行います。ただし、使用見込枚数は、あくまでも見込であり、発注を保証するものではありません。

○契約の締結について

落札者は総務事務厚生課と契約の締結を行わなければなりません。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(又はそれに代わるもの)を入札日程表に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の5%以上です。

この場合、現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。「保証金等納付書」が必要な方は、調達班にてお配りします。

② 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額・・・入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の5%以上です。

保証期間・・・入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

特約条項・・・「定額てん補」の特約を付けてください。

③ 契約履行証明書(履行確認書「交付願」を含む。)を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の、20%を超える同種の契約をいいます。

(例:250万円が入札金額の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約(=550,001円以上)の実績が2件必要となります。)

※契約履行証明書(履行確認書(交付願)を含む。)は、入札者が履行した契約に限ります。他の支店や、(契約業務を本店から支店や営業所に委任されている場合は)本店の履行証明は受付することができませんので、ご注意ください。

様式は入札説明書中の「契約履行証明書」を参照のこと。

契約書の写しは証明書の代わりになりません。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額(税込み)に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 物品購入証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

契約履行証明書

契約年月日	品名	規格	数量	金額（円）	備考
契約完了年月日					

納入者住所

称号及び営業所

代 表 者 名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

入札保証保険の例

申込日 令和〇年〇月〇日		保険種目 保 証 保 険		保険種類 履行保証 入札保証		証券番号 A 9876543210	
申込 〒 810-〇〇〇〇 電話番号 092-〇〇〇〇-△×△× FAX 092-〇〇〇〇-△×△×		契約種類 建設工事の請負		〇		担当店 九州支社 県庁支店	
住所 福岡市中央区天神〇-□-△		建設工事以外の請負		売 買		代理店 ☆☆☆☆	
氏名 株式会社 ○×印刷 代表取締役 福岡 太郎		入札保証保険期間 令和〇年〇月×日から 令和〇年×月△日まで (契約締結予定日 令和〇年×月△日)		〇		年 月 日 間	
被保険者 フリガナ フクオカシハカタクヒガシコウエン 住所 福岡市博多区東公園7-7 フリガナ フクオカケンチジ ハットリセイタロウ 氏名 福岡県知事 服部 誠太郎		発注者区分 民間 官公庁		受注形態 単 体 共同企業体 (IV)		*「保険責任の始期および終期に関する特約条項」が付帯されている場合は上記予定日を保険期間の終期とします。	
契約名および契約概要 ××××××××		入札説明書に記載している案件名を記入すること		瑕疵保証特約期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		開札日から契約締結予定日(開札日の翌日から起算して7日後(県の休日を除く。))まで。	
入札場所 福岡県総務部総務事務厚生課入札室		入札説明書に記載している入札場所を記入		目的物の引渡しまたは目的の達成の時から瑕疵担保責任の終了の日まで		日 間	
内 入札予定日 令和〇年〇月×日		契約締結予定日 令和〇年×月△日		*「保険責任の始期および終期に関する特約条項」が付帯されている場合は上記予定日を保険期間の終期とします。		年 月 日 間	
容 入札金額 〇〇〇 千円		契約締結予定日(開札日の翌日から起算して7日後(県の休日を除く。))とする。		種類 入札 実損 定額 〇〇〇 千円		付保割合 5.0 %	
特約条項 定額てん補 〇		瑕疵保証 〇		保証 実損 〇		料 率 6.0	
保険責任の始期・終期		工事完成保証		瑕疵保証 実損 〇		保 險 料 〇〇 千円	
開札日とすること		必ず定額てん補の特約を付けること		必ず契約予定金額(入札記載金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること (なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額)の5%以上の金額とすること		合 計 保 険 料 〇〇 千円	
当会社は、この保険証券に添付した標記保険の普通約款および特約条項ならびに裏面記載の特約条項その他にこの保険証券に記載したところに従い、上記のとおり保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。		契約予定金額(入札記載金額に10/100を加算した額) (なお、単価契約であれば、予定発注数量×入札書記載単価の金額に10/100を加算した額)		◇〇△×保険株式会社			

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知された上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札通知書、仕様書及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は入札前に係員に対し問い合わせること。（入札中は、原則として発言を認めないので静粛に入札を行うこと。）
- 4 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 5 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 6 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令または入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき、当該入札者の全ての入札。（電子入札書と紙入札書を同一案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）
 - (4) 所定の場所（福岡県電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札。（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字脱字があつて、必要事項を確認できない入札。（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）
 - (8) 入札書内訳書に記載漏れがある入札。
 - (9) くじ番号の記載がない入札。
 - (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
 - (11) 入札書の日付がないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 7 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、入札前に委任状を係員に提出すること。
- 8 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は再度の入札を行うことがあること。
- 9 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じることや、入札を中止することもあること。
- 10 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とするが、当契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印又は署名したときであること。
- 11 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 12 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 13 入札書は、県の定める様式によるものを、あらかじめ用意しておくこと。
- 14 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 15 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

入札日程表		
複写サービスに係る単価契約(知事・教育)		
10月	23	金 公告・入札説明書配布開始
	24	土
	25	日
	26	月 入札参加申請(電子)受付開始 9:00～
	27	火
	28	水
	29	木
	30	金
	31	土
11月	1	日
	2	月
	3	火
	4	水
	5	木
	6	金
	7	土
	8	日
	9	月 競争入札参加資格申請〆切 ～17:00
	10	火 入札参加申請(電子)〆切 ～15:00
	11	水 質問受付〆切 ～17:00
	12	木
	13	金
	14	土
	15	日
	16	月 質問回答の掲示 13:00～
	17	火
	18	水 機能証明書及び保守サービス拠点一覧提出〆切 ～15:00 入札説明書配布終了
	19	木
	20	金
	21	土
	22	日
	23	月
	24	火
	25	水
	26	木
	27	金
	28	土
	29	日
	30	月 入札書(電子)受付開始 9:00～
12月	1	火
	2	水
	3	木
	4	金 入札保証金の納付、入札保証金免除資料提出〆切 ～15:00
	5	土
	6	日
	7	月 入札書(電子・郵送・持参)提出〆切 ～11:00
	8	火 開札 13:00～
	9	水
	10	木
	11	金 再入札書(電子・郵送・持参)受付開始 9:00～
	12	土
	13	日
	14	月 再入札書(電子・郵送・持参)受付〆切 ～16:00
	15	火 再入札 開札 14:00～

仕 様 概 要

1 地区について

入札は県内を下表の5地区に分割し、その総額で入札を行う。
 なお、市町村合併の進展に伴い、各地区に属する市町村について変更が生じる場合もあるが、契約期間中は、現行の地区を維持するものとする。

地 区	地区内訳（令和8年10月23日現在）
本 庁	福岡市博多区東公園7-7に存する福岡県庁舎内の各所属
福 岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市 古賀市、福津市、那珂川市、糟屋郡
北 九 州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
筑 豊	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、 田川郡
筑 後	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、 うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

2 入札仕様書の規格欄について

(1) 機種番号

仕様書の機種番号欄には「機種一覧表」の機種番号を記載している。コピーの連続複写速度により機種をAからHの8つに区分している。カラー機の場合、次表のカラー・モノクロ両方の速度を満たさなければならない。

各機種の連続複写速度の条件をクリアすれば何枚機でも構わない。例えば、Aの機種の
 場合、22枚機でも30枚機でも35枚機でも構わない。

機種区分	機 種	A4ヨコ連続複写速度（枚／分）
A	モノクロ機	モノクロ 22枚以上
B	モノクロ機	モノクロ 35枚以上
C	モノクロ機	モノクロ 45枚以上
D	モノクロ機	モノクロ 55枚以上
E	モノクロ機	モノクロ 70枚以上
F	カラー機	カラー・モノクロ共に 30枚以上
G	カラー機	カラー・モノクロ共に 45枚以上
H	カラー機	カラー・モノクロ共に 60枚以上

(2) 付加機能等

機種番号の数字（例えば、モノクロ 2 2 枚機で A-1 とある場合は 1 の部分、カラー機 F-2 とある場合は 2 の部分をいう。）は、ネットワークプリンタ機能・ネットワークスキャナ機能、FAX 機能、ステイプル機能、中とじステイプル機能及び大容量トレイの付加機能及び付属装置の組み合わせを番号で示したものである。別添「機種一覧表」のとおり付加機能等の組み合わせを機種別に 8 通りから最大 24 通りに区分している。例えば、下記の表の○印が付いている部分が必要な付加機能である。A-7 であれば、プリンタ機能及びスキャナ機能と FAX 機能が必要である。

例) モノクロ機 (A~C) ・カラー機 (F)

付加機能番号	プリンタ・スキャ	FAX	ステイプル
1	×	×	×
2	×	×	○
3	○	×	×
4	○	×	○
5	×	○	×
6	×	○	○
7	○	○	×
8	○	○	○

付加機能の仕様については別紙「複写機の仕様（各機種共通）」のとおりとする。

大容量トレイの給紙枚数は、原則 4,000 枚以上とするが、本体給紙トレイ（手差しは除く）と合わせて 5,500 枚以上給紙できれば、大容量トレイの給紙枚数が 4,000 枚に満たなくともよい。

3 入札案件について

下記の要領で見積もったモノクロ機とカラー機の単価に、別添で示している「4 年間見込み数量」を乗じて得た金額の総額で入札を行う。

・モノクロ機（機種番号 A~E）は、機種をまとめ、下記の地区ごとに単価を分けて見積もる。

- 本庁 ・モノクロ
- 福岡 ・モノクロ
- 北九州 ・モノクロ
- 筑豊 ・モノクロ
- 筑後 ・モノクロ

・カラー機（機種区分 F~H）は下記の地区ごと、かつ機種ごとに単価を分けて見積もる。（機種区分 F をカラー 1、機種区分 G をカラー 2、機種区分 H をカラー 3 とする。）

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○本庁 ・カラー 1 | ○本庁 ・カラー 2 | ○本庁 ・カラー 3 |
| ○福岡 ・カラー 1 | ○福岡 ・カラー 2 | ○福岡 ・カラー 3 |
| ○北九州 ・カラー 1 | ○北九州 ・カラー 2 | ○北九州 ・カラー 3 |
| ○筑豊 ・カラー 1 | ○筑豊 ・カラー 2 | ○筑豊 ・カラー 3 |
| ○筑後 ・カラー 1 | ○筑後 ・カラー 2 | ○筑後 ・カラー 3 |

4 契約単価について

複写サービスに係る契約単価には、複写機の使用対価、複写機等の保守点検、消耗品代、その他一切のサービス料、保険料、複写機の搬入設置・移設及び撤去等に要する全ての経費を含むものとする。ただし、用紙及びステイプル針の費用は除く。

なお、単価は 1 枚（カウント）あたりの金額とする。

5 契約期間について

令和9年2月下旬（予定）から令和13年3月31日までとする。

6 請求事務について

落札業者（以下、この仕様書において「受注者」という。）は、毎月末日において設置所属の係員の確認を受けて複写サービスのカウント枚数を算出し、当該枚数に契約単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額（円未満の端数は切り捨てる。）を複写機の各設置場所に請求する。

なお、受注者は、複写機の点検と調整のために使用した複写及び受注者の責めに帰すべき原因で不良の複写等が生じたときは、その複写等の枚数を毎月請求する複写等の枚数から除くものとする。

毎月の請求金額の算出方法は次のとおりとし、請求書は各設置所属宛てに送付するものとする。

（例）消費税及び地方消費税が10%の場合

$\text{複写サービスの枚数} \times \text{契約単価} \times \frac{110}{100} = \text{請求額（円未満端数切り捨て）}$
--

7 設置場所の変更について

福岡県（以下、この仕様書において「発注者」という。）は、複写機の設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知し受注者の承認を得なければならない。この場合において、当該複写機の移動作業は、受注者の費用により受注者が実施するものとする。

8 複写機の増減等について

契約期間中、発注者の機構改革等に伴い設置場所数が増減することがある。

- (1) 契約締結後最初の1年が経過する間に発注者の機構改革等により新たに所属が設置された場合及び複写機の増設の必要が生じた場合は、協議の上、新設所属等に複写機を設置するものとする。この場合、本契約の効果が全て及ぶものとし、複写サービス料金は本契約の単価を適用するものとする。
- (2) 契約期間中、発注者の機構改革等により複写機を移設する必要が生じた場合及び撤去する必要が生じた場合は、発注者はあらかじめ受注者に通知し、当該費用については受注者と発注者協議の上決定する。

9 複写機の搬入設置について

- ・仕様書の「設置場所一覧」のとおりとする。
- ・搬入設置の時期は受注者が各所属と協議するものとする。
- ・契約開始時の搬入設置に関する費用及び契約満了に伴う撤去に要する費用は受注者の負担とする。

10 複写機の設定について

契約書別紙3設定仕様書のとおりとする。

11 保守サービス等について

- (1) 受注者は、発注者に対し、常に良質な複写サービスを提供するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が常に良質な複写サービスを受けられるように、必要に応じて受注者の技術員（受注者が指定する技術員を含む。以下同じ。）を設置場所に派遣し、複写機の点検と調整を行う。また、必要な消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）を円滑に供給するものとする。
- (3) 複写機に故障又は障害が発生した場合は、受注者は、発注者の連絡から概ね1時間以内に受注者の技術員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (4) 受注者の作業の実施は、契約書に記載の時間帯に行い、その費用は受注者が負担するものとする。なお、本項に規定する作業実施時間外に作業する必要がある場合は、当該複写機設置場所の担当者と協議の上実施する。
- (5) 複写機の故障頻度が高い等、発注者の業務に支障を来す恐れがある場合は、発注者受注者協議の上、受注者は複写機を交換するものとする。
- (6) インターネットを除く公衆回線を利用したオンライン保守・点検（以下「リモート管理サービス」という。）を希望する場合は発注者と協議することとし、その際の費用は全て受注者の負担とする。なお、リモート管理サービス※は外部からのアクセスができないシステムであること。
※「リモート管理サービス」とは、カウンタの検針、故障、消耗品等の情報をメーカーに自動通知する次の仕様を満たしたシステムをいう。
 - ①HTTPSによるSSL暗号化を使用した通信であること。
 - ②県のProxyを利用して通信できること。
 - ③通信は、複写機側から発信するものであること。
 - ④NTP/SNTPによる時刻動機が可能であること。
 - ⑤通信時刻の個別設定など、複数台からの通信を分散できること。
 - ⑥個人情報収集しないこと。
 - ⑦通信先は必要なセキュリティを確保し、収集したデータを用途外に使用しないこと。
- (7) その他、契約書別紙4 保守サービス等仕様書のとおりとする。

12 その他

- (1) コピーカード及びカードリーダーの無償貸与
仕様書中に示しているコピーカード（複写枚数を管理するためのカード）が必要な所属については、カードリーダー（複写枚数を管理する装置）を受注者の負担で複写機に装着し、発注者にコピーカードを無償で貸与するものとする。なお、破損等については、受注者の負担により補充するものとする。
- (2) 使用見込枚数
仕様中にある見込枚数については、見込値であるため、変動する。受注者は、発注者に対して使用見込枚数の変動を根拠に何ら求償することはできない。
- (3) 複写機撤去時のデータ消去
受注者の負担により、撤去時に複写機内のハードディスクの残存データを消去し、証明書を提出すること。
- (4) 受注者は、複写機に、受注者の負担で動産総合保険に加入すること。
- (5) 受注者は、発注者が複写機を常時適切に操作できるように必要に応じ指導・助言を行うものとする。
- (6) この仕様書に定めていない事項については契約書案のとおりとする。

入札(見積)仕様書 (本庁・モノクロ)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 本庁・モノクロ	A-2	1枚	
2		A-3	1枚	
3		A-4	1枚	
4		A-8	1枚	
5		B-4	1枚	
6		B-8	1枚	
7		C-4	1枚	
8		D-5	1枚	
9		D-6	1枚	
10		D-11	1枚	
11		D-23	1枚	
12		E-5	1枚	
13		E-12	1枚	
14		E-23	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (本庁・カラー1)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 本庁・カラー1	F-3(モノクロ)	1枚	
2		F-3(カラー)	1枚	
3		F-4(モノクロ)	1枚	
4		F-4(カラー)	1枚	
5		F-7(モノクロ)	1枚	
6		F-7(カラー)	1枚	
7		F-8(モノクロ)	1枚	
8		F-8(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (本庁・カラー2)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 本庁・カラー2	G-5(モノクロ)	1枚	
2		G-5(カラー)	1枚	
3		G-10(モノクロ)	1枚	
4		G-10(カラー)	1枚	
5		G-11(モノクロ)	1枚	
6		G-11(カラー)	1枚	
7		G-12(モノクロ)	1枚	
8		G-12(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (本庁・カラー3)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス	H-5(モノクロ)	1枚	
2	本庁・カラー3	H-5(カラー)	1枚	
3		H-6(モノクロ)	1枚	
4		H-6(カラー)	1枚	
5		H-11(モノクロ)	1枚	
6		H-11(カラー)	1枚	
7		H-12(モノクロ)	1枚	
8		H-12(カラー)	1枚	
9		H-17(モノクロ)	1枚	
10		H-17(カラー)	1枚	
11		H-18(モノクロ)	1枚	
12		H-18(カラー)	1枚	
13		H-23(モノクロ)	1枚	
14		H-23(カラー)	1枚	
15		H-24(モノクロ)	1枚	
16		H-24(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (福岡・モノクロ)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 福岡・モノクロ	A-3	1枚	
2		A-4	1枚	
3		A-7	1枚	
4		B-3	1枚	
5		B-4	1枚	
6		B-7	1枚	
7		C-3	1枚	
8		C-4	1枚	
9		C-7	1枚	
10		C-8	1枚	
11		D-2	1枚	
12		D-4	1枚	
13		D-5	1枚	
14		D-10	1枚	
15		D-11	1枚	
16		E-4	1枚	
17		E-5	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (福岡・カラー1)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先)	(納入場所)	(契約履行期限)
-------	--------	----------

令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日

摘要	
----	--

入札(見積)仕様書 (福岡・カラー2)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 福岡・カラー2	G-4(モノクロ)	1枚	
2		G-4(カラー)	1枚	
3		G-5(モノクロ)	1枚	
4		G-5(カラー)	1枚	
5		G-6(モノクロ)	1枚	
6		G-6(カラー)	1枚	
7		G-10(モノクロ)	1枚	
8		G-10(カラー)	1枚	
9		G-11(モノクロ)	1枚	
10		G-11(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (福岡・カラー3)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 福岡・カラー3	H-4(モノクロ)	1枚	
2		H-4(カラー)	1枚	
3		H-5(モノクロ)	1枚	
4		H-5(カラー)	1枚	
5		H-6(モノクロ)	1枚	
6		H-6(カラー)	1枚	
7		H-16(モノクロ)	1枚	
8		H-16(カラー)	1枚	
9		H-23(モノクロ)	1枚	
10		H-23(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (北九州・モノクロ)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている 各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品 名	機種番号	単位	備 考
1	複写サービス 北九州・モノクロ	A-3	1枚	
2		A-5	1枚	
3		A-7	1枚	
4		B-3	1枚	
5		B-4	1枚	
6		B-7	1枚	
7		B-8	1枚	
8		D-4	1枚	
9		D-5	1枚	
10		D-16	1枚	
11		E-4	1枚	
12		E-12	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (北九州・カラー1)

(請求先)	(納入場所)	(契約履行期限)
別紙設置場所一覧に記載されている各所属	別紙設置場所一覧のとおり	令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日

番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 北九州・カラー1	F-3(モノクロ)	1枚	
2		F-3(カラー)	1枚	
3		F-7(モノクロ)	1枚	
4		F-7(カラー)	1枚	
5		F-8(モノクロ)	1枚	
6		F-8(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (北九州・カラー2)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 北九州・カラー2	G-4(モノクロ)	1枚	
2		G-4(カラー)	1枚	
3		G-5(モノクロ)	1枚	
4		G-5(カラー)	1枚	
5		G-6(モノクロ)	1枚	
6		G-6(カラー)	1枚	
7		G-10(モノクロ)	1枚	
8		G-10(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (北九州・カラー3)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 北九州・カラー3	H-4(モノクロ)	1枚	
2		H-4(カラー)	1枚	
3		H-6(モノクロ)	1枚	
4		H-6(カラー)	1枚	
5		H-11(モノクロ)	1枚	
6		H-11(カラー)	1枚	
7		H-12(モノクロ)	1枚	
8		H-12(カラー)	1枚	
9		H-16(モノクロ)	1枚	
10		H-16(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書
(筑豊・モノク口)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

[illegible]

入札(見積)仕様書 (筑豊・カラー1)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス	F-7(モノクロ)	1枚	
2	筑豊・カラー1	F-7(カラー)	1枚	
3		F-8(モノクロ)	1枚	
4		F-8(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (筑豊・カラー2)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 筑豊・カラー2	G-4(モノクロ)	1枚	
2		G-4(カラー)	1枚	
3		G-5(モノクロ)	1枚	
4		G-5(カラー)	1枚	
5		G-10(モノクロ)	1枚	
6		G-10(カラー)	1枚	
7		G-11(モノクロ)	1枚	
8		G-11(カラー)	1枚	
9		G-12(モノクロ)	1枚	
10		G-12(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (筑豊・カラー3)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 筑豊・カラー3	H-4(モノクロ)	1枚	
2		H-4(カラー)	1枚	
3		H-11(モノクロ)	1枚	
4		H-11(カラー)	1枚	
5		H-17(モノクロ)	1枚	
6		H-17(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (筑後・モノクロ)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 筑後・モノクロ	A-2	1枚	
2		A-3	1枚	
3		A-4	1枚	
4		A-7	1枚	
5		A-8	1枚	
6		B-3	1枚	
7		B-4	1枚	
8		B-8	1枚	
9		C-3	1枚	
10		C-4	1枚	
11		C-7	1枚	
12		D-4	1枚	
13		D-17	1枚	
14		E-5	1枚	
15		E-6	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (筑後・カラー1)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス	F-1(モノクロ)	1枚	
2	筑後・カラー1	F-1(カラー)	1枚	
3		F-3(モノクロ)	1枚	
4		F-3(カラー)	1枚	
5		F-4(モノクロ)	1枚	
6		F-4(カラー)	1枚	
7		F-7(モノクロ)	1枚	
8		F-7(カラー)	1枚	
9		F-8(モノクロ)	1枚	
10		F-8(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (筑後・カラー2)

機種番号品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 筑後・カラー2	G-4(モノクロ)	1枚	
2		G-4(カラー)	1枚	
3		G-5(モノクロ)	1枚	
4		G-5(カラー)	1枚	
5		G-10(モノクロ)	1枚	
6		G-10(カラー)	1枚	
7		G-11(モノクロ)	1枚	
8		G-11(カラー)	1枚	
9		G-12(モノクロ)	1枚	
10		G-12(カラー)	1枚	
摘要				

入札(見積)仕様書 (筑後・カラー3)

規格品質等は別紙「複写機の仕様」及び別紙「機種一覧表」を参照のうえ入札（見積）してください。

(請求先) 別紙設置場所一覧に記載されている各所属		(納入場所) 別紙設置場所一覧のとおり	(契約履行期限) 令和9年2月下旬(予定)～令和13年3月31日	
番号	品名	機種番号	単位	備考
1	複写サービス 筑後・カラー3	H-4(モノクロ)	1枚	
2		H-4(カラー)	1枚	
3		H-5(モノクロ)	1枚	
4		H-5(カラー)	1枚	
5		H-10(モノクロ)	1枚	
6		H-10(カラー)	1枚	
7		H-11(モノクロ)	1枚	
8		H-11(カラー)	1枚	
9		H-16(モノクロ)	1枚	
10		H-16(カラー)	1枚	
11		H-17(モノクロ)	1枚	
12		H-17(カラー)	1枚	
13		H-23(モノクロ)	1枚	
14		H-23(カラー)	1枚	
摘要				

複写機の仕様(各機種共通)

基本機能

規格	デジタル複合機(再生プラスチック材や一度使用された製品から回収された部品を再使用部品として使用した機種については、再生処理後、新しい部品のみで生産された機械(以下「新造機」という。)と同等の検査に合格し、新造機と同等の品質と認められているものでなければならない。(再使用部品を使用した機種である場合は、新造機と同等である旨を記載した品質証明書等を機能証明書と合わせて提出すること。))
機能	コピー機能 ネットワークプリンタ機能・ネットワークスキャナ機能・FAX機能が付加できること。(オプション) FAX文書は、専用トレイへ出力できること。 省エネモードを有し、省エネモード時にもプリンタ・FAXは出力できること。 割り込み機能を有すること。 コピー枚数を管理する機能を付加した機種については、カード毎のコピー枚数の集計ができること。 全ての用紙サイズにおいて、2部以上コピーする場合、交互に仕分けして出力が可能であること。
用紙	古紙パルプ配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。 片面使用済みの紙の裏紙使用ができること。
その他	グリーン購入法適合製品であること。

コピー機能

解像度	600dpi以上
階調	256階調相当以上
給紙トレイ	4段(各トレイ500枚以上、B5・A4・B4・A3サイズ of 用紙に対応) + 手差し
大容量トレイ	機種区分D・E・Hは4,000枚以上給紙できること。 ただし、本体給紙トレイ(手差しは除く)と合わせて5,500枚以上給紙できれば、大容量トレイの容量が4,000枚に満たなくともよい。
複写サイズ	最大A3サイズまで対応
複写倍率	25～400%
機能	両面コピー機能を有すること。 自動両面原稿送り装置を有すること。 回転コピー・回転縮小コピー機能を有すること。 集約印刷(複数のページを1枚に集約して印刷)機能を有すること。 ソート機能を有すること。 ステイブル機能(A4サイズ50枚以上、1カ所及び2カ所綴じ)を付加できること。(オプション) 機種区分D・E・G・Hは、中とじステイブル機能(15枚以上、センター2カ所綴じ)を付加できること。(オプション)

ネットワークプリンタ機能(オプション)

プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tの自動切換機能を持つネットワークインターフェイスを有すること。
解像度	600dpi以上
対応OS	windows10/11
機能	パソコンからネットワーク経由で直接プリントできること。 機種区分D・Eは、パスワードによるプリントアウトが可能なこと。 自動両面印刷機能(パソコンから印刷指示できること)を有すること。 プリンタドライバの設定で、印字位置の調整が縦・横方向それぞれ0.5mm以下の単位でできること。 県が指定するレターサイズ(8.5×11")の用紙を手差しから取り込み、OCR-Bフォントを含むデータを印字できること。

ネットワークスキャナ機能(オプション)

プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tの自動切換機能を持つネットワークインターフェイスを有すること。
解像度	600dpi以上
出力フォーマット	PDF・JPEG・TIFF
対応OS	windows10/11
スキャンデータのパソコンへの取り込み	スキャンデータは、デジタル複合機内蔵のHDDまたはメモリ(SSD含む)へ保存して、Webブラウザまたは専用ソフト(ライセンスフリーで無償提供すること。)により、パソコンに取り込む。この場合、パスワードによる保護が可能であること。
その他	ネットワークTWAINに対応していること。 ストレージ内のスキャンデータの保存期間については、県が指定する期間で設定のうえ納品すること。

FAX機能(オプション)

規格	スーパーG3規格準拠
送信原稿サイズ	最大A3
記録紙サイズ	B5,A4,B4,A3
機能	メモリー送信機能を有していること。 回転受信機能を有していること。 順次同報送信を有していること。 短縮ダイヤル機能を有していること。 グループ送信機能を有していること。 ネットワークプリンタ機能がある場合は、パソコンから直接FAXができること。 自動リダイヤル機能を有していること。 未送信レポートを印刷出力できること。 宛先登録が200件以上できること。

機種一覧表(モノクロ)

【複写速度:モノクロ22枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能		
	プリンタ・スキャナ	FAX	ステイプル
A-1	×	×	×
A-2	×	×	○
A-3	○	×	×
A-4	○	×	○
A-5	×	○	×
A-6	×	○	○
A-7	○	○	×
A-8	○	○	○

【複写速度:モノクロ35枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能		
	プリンタ・スキャナ	FAX	ステイプル
B-1	×	×	×
B-2	×	×	○
B-3	○	×	×
B-4	○	×	○
B-5	×	○	×
B-6	×	○	○
B-7	○	○	×
B-8	○	○	○

【複写速度:モノクロ45枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能		
	プリンタ・スキャナ	FAX	ステイプル
C-1	×	×	×
C-2	×	×	○
C-3	○	×	×
C-4	○	×	○
C-5	×	○	×
C-6	×	○	○
C-7	○	○	×
C-8	○	○	○

【複写速度:モノクロ55枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能				
	プリンタ・スキャナ	FAX	大容量トレイ (4,000枚以上)	ステイプル	中とじステイプル
D-1	×	×	×	×	×
D-2	×	×	×	○	×
D-3	×	×	×	○	○
D-4	○	×	×	×	×
D-5	○	×	×	○	×
D-6	○	×	×	○	○
D-7	×	○	×	×	×
D-8	×	○	×	○	×
D-9	×	○	×	○	○
D-10	○	○	×	×	×
D-11	○	○	×	○	×
D-12	○	○	×	○	○
D-13	×	×	○	×	×
D-14	×	×	○	○	×
D-15	×	×	○	○	○
D-16	○	×	○	×	×
D-17	○	×	○	○	×
D-18	○	×	○	○	○
D-19	×	○	○	×	×
D-20	×	○	○	○	×
D-21	×	○	○	○	○
D-22	○	○	○	×	×
D-23	○	○	○	○	×
D-24	○	○	○	○	○

機種一覧表(モノクロ)

【複写速度:モノクロ70枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能				
	プリンタ・スキャナ	FAX	大容量トレイ (4,000枚以上)	ステイプル	中とじステイプル
E-1	×	×	×	×	×
E-2	×	×	×	○	×
E-3	×	×	×	○	○
E-4	○	×	×	×	×
E-5	○	×	×	○	×
E-6	○	×	×	○	○
E-7	×	×	○	×	×
E-8	×	×	○	○	×
E-9	×	×	○	○	○
E-10	○	×	○	×	×
E-11	○	×	○	○	×
E-12	○	×	○	○	○
E-13	×	○	×	×	×
E-14	×	○	×	○	×
E-15	×	○	×	○	○
E-16	○	○	×	×	×
E-17	○	○	×	○	×
E-18	○	○	×	○	○
E-19	×	○	○	×	×
E-20	×	○	○	○	×
E-21	×	○	○	○	○
E-22	○	○	○	×	×
E-23	○	○	○	○	×
E-24	○	○	○	○	○

希望機種一覧表(カラー)

【カラー 複写速度:30枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能		
	プリンタ・スキャナ	FAX	ステイプル
F-1	×	×	×
F-2	×	×	○
F-3	○	×	×
F-4	○	×	○
F-5	×	○	×
F-6	×	○	○
F-7	○	○	×
F-8	○	○	○

【カラー 複写速度:45枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能			
	プリンタ・スキャナ	FAX	ステイプル	中とじステイプル
G-1	×	×	×	×
G-2	×	×	○	×
G-3	×	×	○	○
G-4	○	×	×	×
G-5	○	×	○	×
G-6	○	×	○	○
G-7	×	○	×	×
G-8	×	○	○	×
G-9	×	○	○	○
G-10	○	○	×	×
G-11	○	○	○	×
G-12	○	○	○	○

【カラー 複写速度:60枚/分(A4ヨコ)以上】

機種番号	付加機能				
	プリンタ・スキャナ	FAX	大容量トレイ (4,000枚以上)	ステイプル	中とじステイプル
H-1	×	×	×	×	×
H-2	×	×	×	○	×
H-3	×	×	×	○	○
H-4	○	×	×	×	×
H-5	○	×	×	○	×
H-6	○	×	×	○	○
H-7	×	×	○	×	×
H-8	×	×	○	○	×
H-9	×	×	○	○	○
H-10	○	×	○	×	×
H-11	○	×	○	○	×
H-12	○	×	○	○	○
H-13	×	○	×	×	×
H-14	×	○	×	○	×
H-15	×	○	×	○	○
H-16	○	○	×	×	×
H-17	○	○	×	○	×
H-18	○	○	×	○	○
H-19	×	○	○	×	×
H-20	×	○	○	○	×
H-21	×	○	○	○	○
H-22	○	○	○	×	×
H-23	○	○	○	○	×
H-24	○	○	○	○	○

台数一覧

本庁

機種番号	台数
A-2	1
A-3	1
A-4	1
A-8	2
計	5
B-4	5
B-8	2
計	7
C-4	4
計	4
D-5	2
D-6	1
D-11	1
D-23	1
計	5
E-5	2
E-12	2
E-23	1
計	5
F-3	3
F-4	4
F-7	2
F-8	4
計	13
G-5	1
G-10	1
G-11	1
G-12	1
計	4
H-5	3
H-6	2
H-11	1
H-12	3
H-17	11
H-18	3
H-23	3
H-24	3
計	29
モノクロ計	26
カラー計	46
合計	72

福岡

機種番号	台数
A-3	3
A-4	3
A-7	1
計	7
B-3	4
B-4	3
B-7	2
計	9
C-3	6
C-4	1
C-7	1
C-8	1
計	9
D-2	1
D-4	2
D-5	4
D-10	1
D-11	3
計	11
E-4	2
E-5	1
計	3
F-3	5
F-4	5
F-7	6
F-8	8
計	24
G-4	2
G-5	1
G-6	1
G-10	5
G-11	2
計	11
H-4	3
H-5	6
H-6	1
H-16	1
H-23	1
計	12
モノクロ計	39
カラー計	47
合計	86

北九州

機種番号	台数
A-3	1
A-5	1
A-7	3
計	5
B-3	2
B-4	3
B-7	4
B-8	1
計	10
D-4	3
D-5	3
D-16	1
計	7
E-4	4
E-12	1
計	5
F-3	1
F-7	8
F-8	4
計	13
G-4	1
G-5	1
G-6	1
G-10	4
計	7
H-4	2
H-6	1
H-11	1
H-12	1
H-16	2
計	7
モノクロ計	27
カラー計	27
合計	54

筑豊

機種番号	台数
A-3	1
A-4	1
A-7	1
計	3
B-3	1
B-7	2
計	3
C-3	2
C-4	3
計	5
D-4	1
D-17	1
計	2
F-7	5
F-8	1
計	6
G-4	1
G-5	1
G-10	2
G-11	2
G-12	1
計	7
H-4	1
H-11	1
H-17	1
計	3
モノクロ計	13
カラー計	16
合計	29

筑後

機種番号	台数
A-2	1
A-3	4
A-4	1
A-7	4
A-8	1
計	11
B-3	2
B-4	1
B-8	3
計	6
C-3	2
C-4	6
C-7	1
計	9
D-4	1
D-17	1
計	2
E-5	1
E-6	1
計	2
F-1	1
F-3	9
F-4	6
F-7	12
F-8	5
計	33
G-4	2
G-5	1
G-10	4
G-11	2
G-12	1
計	10
H-4	2
H-5	3
H-10	3
H-11	1
H-16	1
H-17	2
H-23	2
計	14
モノクロ計	30
カラー計	57
合計	87

合計 328 台

使用見込枚数及びコピーカード有無等(本庁・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
A-2	税務課	3,617	301	3,700	14,800	0	
	計	3,617		3,700	14,800	0	
A-3	県土整備総務課	626	52	700	2,800	0	
	計	626		700	2,800	0	
A-4	財産活用課	5,357	446	5,400	21,600	0	
	計	5,357		5,400	21,600	0	
A-8	先端技術産業振興課	31,838	2,653	31,900	127,600	0	
A-8	空港政策課(空港事業課含む)	43,444	3,620	43,500	174,000	0	
	計	75,282		75,400	301,600	0	
B-4	環境政策課	44,316	3,693	44,400	177,600	0	
B-4	行政マネジメント課	109,311	9,109	109,400	437,600	0	
B-4	商工政策課	105,863	8,822	105,900	423,600	0	
B-4	青少年政策課	93,046	7,754	93,100	372,400	0	
B-4	県土整備企画課	74,349	6,196	74,400	297,600	0	
	計	426,885		427,200	1,708,800	0	
B-8	こども未来課	107,637	8,970	107,700	430,800	0	
B-8	上下水道課	45,595	3,800	45,600	182,400	0	
	計	153,232		153,300	613,200	0	
C-4	県土整備総務課	158,254	13,188	158,300	633,200	0	
C-4	市町村行財政支援課	59,208	4,934	59,300	237,200	0	
C-4	自然環境課	149,291	12,441	149,300	597,200	0	
C-4	林業振興課	168,121	14,010	168,200	672,800	0	
	計	534,874		535,100	2,140,400	0	
D-5	経営技術支援課	272,616	22,718	272,700	1,090,800	0	
D-5	社会教育課	263,733	21,978	263,800	1,055,200	0	
	計	536,349		536,500	2,146,000	0	
D-6	保護・援護課	229,502	19,125	229,500	918,000	0	
	計	229,502		229,500	918,000	0	
D-11	経営技術支援課	250,001	20,833	250,000	1,000,000	0	
	計	250,001		250,000	1,000,000	0	
D-23	統計課	234,127	19,511	234,200	936,800	0	
	計	234,127		234,200	936,800	0	
E-5	調整課	281,486	23,457	281,500	1,126,000	0	
E-5	農林水産政策課	391,652	32,638	391,700	1,566,800	0	
	計	673,138		673,200	2,692,800	0	
E-12	防災企画課(消防保安課含む)	24,930	2,078	25,000	100,000	0	
E-12	防災企画課(消防保安課含む)	230,392	19,199	230,400	921,600	0	
	計	255,322		255,400	1,021,600	0	
E-23	総務課	421,901	35,158	421,900	1,687,600	0	
	計	421,901		421,900	1,687,600	0	
	合計	3,800,213		3,801,500	15,206,000	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(本庁・カラー1)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
F-3	法務・県民情報課	5,901	492	6,000	24,000	219	18	300	1,200	6,120	6,300	25,200	0	
F-3	保健医療介護総務課	24,587	2,049	24,600	98,400	7,149	596	7,200	28,800	31,736	31,800	127,200	0	
F-3	中小企業技術振興課	24,034	2,003	24,100	96,400	19,091	1,591	19,100	76,400	43,125	43,200	172,800	0	
	計	54,522		54,700	218,800	26,459		26,600	106,400	80,981	81,300	325,200	0	
F-4	生活安全課	25,525	2,127	25,600	102,400	44,132	3,678	44,200	176,800	69,657	69,800	279,200	0	
F-4	法務・県民情報課	13,430	1,119	13,500	54,000	24,560	2,047	24,600	98,400	37,990	38,100	152,400	0	
F-4	薬務課	4,072	339	4,100	16,400	940	78	1,000	4,000	5,012	5,100	20,400	0	
F-4	広報課	46,315	3,860	46,400	185,600	91,520	7,627	91,600	366,400	137,835	138,000	552,000	0	
	計	89,342		89,600	358,400	161,152		161,400	645,600	250,494	251,000	1,004,000	0	
F-7	職業能力開発課	60,263	5,022	60,300	241,200	58,024	4,835	58,100	232,400	118,287	118,400	473,600	0	
F-7	税務課	19,661	1,638	19,700	78,800	4,105	342	4,200	16,800	23,766	23,900	95,600	0	
	計	79,924		80,000	320,000	62,129		62,300	249,200	142,053	142,300	569,200	0	
F-8	脱炭素社会推進課	30,732	2,561	30,800	123,200	40,884	3,407	40,900	163,600	71,616	71,700	286,800	0	
F-8	地域振興総務課(コラボステーション福岡)	82,236	6,853	82,300	329,200	22,690	1,891	22,700	90,800	104,926	105,000	420,000	0	
F-8	県土整備企画課	47,630	3,969	47,700	190,800	85,301	7,108	85,300	341,200	132,931	133,000	532,000	0	
F-8	社会教育課	30,096	2,508	30,100	120,400	49,948	4,162	50,000	200,000	80,044	80,100	320,400	0	
	計	190,694		190,900	763,600	198,823		198,900	795,600	389,517	389,800	1,559,200	0	
	合計	414,482		415,200	1,660,800	448,563		449,200	1,796,800	863,045	864,400	3,457,600	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(本庁・カラー2)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
G-5	中小企業経営支援 課	67,778	5,648	67,800	271,200	115,320	9,610	115,400	461,600	183,098	183,200	732,800	0	
	計	67,778		67,800	271,200	115,320		115,400	461,600	183,098	183,200	732,800	0	
G-10	用地課	162,340	13,528	162,400	649,600	45,707	3,809	45,800	183,200	208,047	208,200	832,800	0	
	計	162,340		162,400	649,600	45,707		45,800	183,200	208,047	208,200	832,800	0	
G-11	九博・世界遺産・文 化施設課	124,045	10,337	124,100	496,400	76,650	6,388	76,700	306,800	200,695	200,800	803,200	0	
	計	124,045		124,100	496,400	76,650		76,700	306,800	200,695	200,800	803,200	0	
G-12	自動車・水素産業 振興課	63,893	5,324	63,900	255,600	110,285	9,190	110,300	441,200	174,178	174,200	696,800	3	
	計	63,893		63,900	255,600	110,285		110,300	441,200	174,178	174,200	696,800	3	
	合計	418,056		418,200	1,672,800	347,962		348,200	1,392,800	766,018	766,400	3,065,600	3	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(本庁・カラー3)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
H-5	統計課	268,902	22,409	269,000	1,076,000	131,992	10,999	132,000	528,000	400,894	401,000	1,604,000	0	
H-5	こども未来課	285,579	23,798	285,600	1,142,400	191,400	15,950	191,400	765,600	476,979	477,000	1,908,000	0	
H-5	上下水道課	164,715	13,726	164,800	659,200	148,092	12,341	148,100	592,400	312,807	312,900	1,251,600	0	
	計	719,196		719,400	2,877,600	471,484		471,500	1,886,000	1,190,680	1,190,900	4,763,600	0	
H-6	地域振興総務課	165,231	13,769	165,300	661,200	156,548	13,046	156,600	626,400	321,779	321,900	1,287,600	0	
H-6	教職員課	483,856	40,321	483,900	1,935,600	146,660	12,222	146,700	586,800	630,516	630,600	2,522,400	0	
	計	649,087		649,200	2,596,800	303,208		303,300	1,213,200	952,295	952,500	3,810,000	0	
H-11	財政課	201,595	16,800	201,600	806,400	220,614	18,385	220,700	882,800	422,209	422,300	1,689,200	0	
	計	201,595		201,600	806,400	220,614		220,700	882,800	422,209	422,300	1,689,200	0	
H-12	建築指導課	147,350	12,279	147,400	589,600	169,492	14,124	169,500	678,000	316,842	316,900	1,267,600	0	
H-12	がん感染症疾病対策課	182,956	15,246	183,000	732,000	61,000	5,083	61,000	244,000	243,956	244,000	976,000	0	
H-12	防災企画課 (消防保安課含む)	159,038	13,253	159,100	636,400	156,065	13,005	156,100	624,400	315,103	315,200	1,260,800	0	
	計	489,344		489,500	1,958,000	386,557		386,600	1,546,400	875,901	876,100	3,504,400	0	
H-17	秘書・政策室	122,809	10,234	122,900	491,600	115,704	9,642	115,800	463,200	238,513	238,700	954,800	0	
H-17	循環型社会推進課	140,814	11,735	140,900	563,600	92,486	7,707	92,500	370,000	233,300	233,400	933,600	0	
H-17	農林水産政策課	446,798	37,233	446,800	1,787,200	438,517	36,543	438,600	1,754,400	885,315	885,400	3,541,600	0	
H-17	林業振興課	287,560	23,963	287,600	1,150,400	309,445	25,787	309,500	1,238,000	597,005	597,100	2,388,400	0	
H-17	港湾課	125,042	10,420	125,100	500,400	159,066	13,256	159,100	636,400	284,108	284,200	1,136,800	0	
H-17	砂防課	128,560	10,713	128,600	514,400	172,229	14,352	172,300	689,200	300,789	300,900	1,203,600	0	
H-17	企画総務課	489,249	40,771	489,300	1,957,200	242,108	20,176	242,200	968,800	731,357	731,500	2,926,000	0	
H-17	住宅計画課	124,175	10,348	124,200	496,800	165,427	13,786	165,500	662,000	289,602	289,700	1,158,800	0	
H-17	財産活用課	128,224	10,685	128,300	513,200	46,937	3,911	47,000	188,000	175,161	175,300	701,200	0	
H-17	行政マネジメント課	310,821	25,902	310,900	1,243,600	90,848	7,571	90,900	363,600	401,669	401,800	1,607,200	0	
H-17	施設課	150,138	12,512	150,200	600,800	109,322	9,110	109,400	437,600	259,460	259,600	1,038,400	0	
	計	2,454,190		2,454,800	9,819,200	1,942,089		1,942,800	7,771,200	4,396,279	4,397,600	17,590,400	0	
H-18	地域振興総務課	489,249	40,771	489,300	1,957,200	242,108	20,176	242,200	968,800	731,357	731,500	2,926,000	0	
H-18	県土整備企画課	222,568	18,547	222,600	890,400	283,749	23,646	283,800	1,135,200	506,317	506,400	2,025,600	0	
H-18	保護・援護課	231,655	19,305	231,700	926,800	83,821	6,985	83,900	335,600	315,476	315,600	1,262,400	0	
	計	943,472		943,600	3,774,400	609,678		609,900	2,439,600	1,553,150	1,553,500	6,214,000	0	
H-23	建築都市総務課	210,534	17,545	210,600	842,400	165,848	13,821	165,900	663,600	376,382	376,500	1,506,000	0	
H-23	林業振興課	100,000	8,333	100,000	400,000	150,000	12,500	150,000	600,000	250,000	250,000	1,000,000	0	
H-23	河川整備課	146,229	12,186	146,300	585,200	201,386	16,782	201,400	805,600	347,615	347,700	1,390,800	0	
	計	456,763		456,900	1,827,600	517,234		517,300	2,069,200	973,997	974,200	3,896,800	0	
H-24	水・大気環境課	258,961	21,580	259,000	1,036,000	127,036	10,586	127,100	508,400	385,997	386,100	1,544,400	0	
H-24	防災企画課 (消防保安課含む)	53,000	4,417	53,100	212,400	53,000	4,417	53,100	212,400	106,000	106,200	424,800	0	
H-24	防災企画課 (消防保安課含む)	278,143	23,179	278,200	1,112,800	295,716	24,643	295,800	1,183,200	573,859	574,000	2,296,000	0	
	計	590,104		590,300	2,361,200	475,752		476,000	1,904,000	1,065,856	1,066,300	4,265,200	0	
	合計	6,503,751		6,505,300	26,021,200	4,926,616		4,928,100	19,712,400	11,430,367	11,433,400	45,733,600	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(福岡・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
A-3	東福岡県税事務所	47,616	3,968	47,700	190,800	0	
A-3	福岡児童相談所	38,504	3,209	38,600	154,400	0	
A-3	早良高等学校	34,799	2,900	34,800	139,200	0	
	計	120,919		121,100	484,400	0	
A-4	福岡県土整備事務所	3,200	267	3,300	13,200	0	
A-4	教育センター	22,813	1,901	22,900	91,600	0	
A-4	宗像児童相談所	27,089	2,257	27,100	108,400	0	
	計	53,102		53,300	213,200	0	
A-7	東福岡県税事務所	33,313	2,776	33,400	133,600	0	
	計	33,313		33,400	133,600	0	
B-3	糸島高等学校	131,897	10,991	131,900	527,600	0	
B-3	糸島農業高等学校	95,992	7,999	96,000	384,000	0	
B-3	城南高等学校	68,449	5,704	68,500	274,000	0	
B-3	特別支援学校「福岡高等学園」	113,544	9,462	113,600	454,400	0	
	計	409,882		410,000	1,640,000	0	
B-4	糸島保健福祉事務所	61,727	5,144	61,800	247,200	0	
B-4	福岡特別支援学校	135,445	11,287	135,500	542,000	0	
B-4	西福岡県税事務所	104,324	8,694	104,400	417,600	0	
	計	301,496		301,700	1,206,800	0	
B-7	香椎工業高等学校	113,375	9,448	113,400	453,600	0	
B-7	香椎工業高等学校	114,496	9,541	114,500	458,000	0	
	計	227,871		227,900	911,600	0	
C-3	須恵高等学校	198,217	16,518	198,300	793,200	0	
C-3	玄洋高等学校	118,488	9,874	118,500	474,000	0	
C-3	香住丘高等学校	157,799	13,150	157,800	631,200	0	
C-3	粕屋保健福祉事務所	210,585	17,549	210,600	842,400	0	
C-3	福岡講倫館高等学校	178,521	14,877	178,600	714,400	0	
C-3	須恵高等学校	111,504	9,292	111,600	446,400	0	
	計	975,114		975,400	3,901,600	0	
C-4	糸島保健福祉事務所	170,687	14,224	170,700	682,800	0	
	計	170,687		170,700	682,800	0	
C-7	城南高等学校	127,636	10,636	127,700	510,800	0	
	計	127,636		127,700	510,800	0	
C-8	古賀特別支援学校	167,362	13,947	167,400	669,600	0	
	計	167,362		167,400	669,600	0	
D-2	玄界高等学校	353,535	29,461	353,600	1,414,400	1	
	計	353,535		353,600	1,414,400	1	
D-4	柏陵高等学校	218,567	18,214	218,600	874,400	0	
D-4	宗像中学校	311,549	25,962	311,600	1,246,400	0	
	計	530,116		530,200	2,120,800	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(福岡・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
D-5	春日高等学校	311,993	25,999	312,000	1,248,000	0	
D-5	筑紫中央高等学校	313,103	26,092	313,200	1,252,800	0	
D-5	古賀特別支援学校	358,692	29,891	358,700	1,434,800	0	
D-5	春日高等学校	321,810	26,818	321,900	1,287,600	0	
	計	1,305,598		1,305,800	5,223,200	0	
D-10	筑前高等学校	321,389	26,782	321,400	1,285,600	0	
	計	321,389		321,400	1,285,600	0	
D-11	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	255,054	21,255	255,100	1,020,400	0	
D-11	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	262,194	21,850	262,200	1,048,800	0	
D-11	福岡児童相談所	318,423	26,535	318,500	1,274,000	0	
	計	835,671		835,800	3,343,200	0	
E-4	博多青松高等学校	486,812	40,568	486,900	1,947,600	0	
E-4	博多青松高等学校	524,845	43,737	524,900	2,099,600	0	
	計	1,011,657		1,011,800	4,047,200	0	
E-5	太宰府特別支援学校	448,583	37,382	448,600	1,794,400	0	
	計	448,583		448,600	1,794,400	0	
	合計	7,393,931		7,395,800	29,583,200	1	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(福岡・カラー1)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
F-3	公文書館	68,251	5,688	68,300	273,200	1,769	147	1,800	7,200	70,020	70,100	280,400	0	
F-3	福岡中央高等学校	50,000	4,167	50,100	200,400	15,000	1,250	15,000	60,000	65,000	65,100	260,400	0	
F-3	修猷館高等学校	69,360	5,780	69,400	277,600	11,088	924	11,100	44,400	80,448	80,500	322,000	0	
F-3	福岡工業高等学校	21,992	1,833	22,000	88,000	5,011	418	5,100	20,400	27,003	27,100	108,400	0	
F-3	福岡高等聴覚特別 支援学校	15,000	1,250	15,000	60,000	5,000	417	5,100	20,400	20,000	20,100	80,400	0	
	計	224,603		224,800	899,200	37,868		38,100	152,400	262,471	262,900	1,051,600	0	
F-4	福岡県土整備事務 所	54,067	4,506	54,100	216,400	56,691	4,724	56,700	226,800	110,758	110,800	443,200	0	
F-4	宗像児童相談所	36,824	3,069	36,900	147,600	1,110	93	1,200	4,800	37,934	38,100	152,400	0	
F-4	障がい者更生相談 所	120,848	10,071	120,900	483,600	10,000	833	10,000	40,000	130,848	130,900	523,600	0	
F-4	福岡農林事務所北筑 前普及指導センター	102,728	8,561	102,800	411,200	18,662	1,555	18,700	74,800	121,390	121,500	486,000	0	
F-4	農林業総合試験場	37,263	3,105	37,300	149,200	8,792	733	8,800	35,200	46,055	46,100	184,400	0	
	計	351,730		352,000	1,408,000	95,255		95,400	381,600	446,985	447,400	1,789,600	0	
F-7	公文書館	60,159	5,013	60,200	240,800	20,634	1,720	20,700	82,800	80,793	80,900	323,600	0	
F-7	保健環境研究所	57,203	4,767	57,300	229,200	16,274	1,356	16,300	65,200	73,477	73,600	294,400	0	
F-7	筑紫高等学校	112,598	9,383	112,600	450,400	9,924	827	10,000	40,000	122,522	122,600	490,400	0	
F-7	糸島農業高等学校	26,929	2,244	27,000	108,000	3,583	299	3,600	14,400	30,512	30,600	122,400	0	
F-7	福岡視覚特別支援 学校	101,452	8,454	101,500	406,000	3,359	280	3,400	13,600	104,811	104,900	419,600	0	
F-7	食肉衛生検査所	86,096	7,175	86,100	344,400	22,001	1,833	22,000	88,000	108,097	108,100	432,400	0	
	計	444,437		444,700	1,778,800	75,775		76,000	304,000	520,212	520,700	2,082,800	0	
F-8	福岡教育事務所	89,451	7,454	89,500	358,000	39,565	3,297	39,600	158,400	129,016	129,100	516,400	0	
F-8	宗像児童相談所	77,906	6,492	78,000	312,000	1,200	100	1,200	4,800	79,106	79,200	316,800	0	
F-8	職員研修所	41,156	3,430	41,200	164,800	4,349	362	4,400	17,600	45,505	45,600	182,400	0	
F-8	農林業総合試験場	84,996	7,083	85,000	340,000	10,000	833	10,000	40,000	94,996	95,000	380,000	0	
F-8	水産海洋技術セン ター	52,552	4,379	52,600	210,400	37,337	3,111	37,400	149,600	89,889	90,000	360,000	0	
F-8	水産海洋技術セン ター	48,708	4,059	48,800	195,200	46,574	3,881	46,600	186,400	95,282	95,400	381,600	0	
F-8	福岡労働者支援事 務所	70,913	5,909	71,000	284,000	3,600	300	3,600	14,400	74,513	74,600	298,400	0	
F-8	那珂県土整備事務 所	80,634	6,720	80,700	322,800	51,346	4,279	51,400	205,600	131,980	132,100	528,400	0	
	計	546,316		546,800	2,187,200	193,971		194,200	776,800	740,287	741,000	2,964,000	0	
	合計	1,567,086		1,568,300	6,273,200	402,869		403,700	1,614,800	1,969,955	1,972,000	7,888,000	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(福岡・カラー2)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
G-4	福岡講倫館高等学校	150,000	12,500	150,000	600,000	4,000	333	4,000	16,000	154,000	154,000	616,000	0	
G-4	福岡農業高等学校	140,500	11,708	140,500	562,000	71,000	5,917	71,100	284,400	211,500	211,600	846,400	0	
	計	290,500		290,500	1,162,000	75,000		75,100	300,400	365,500	365,600	1,462,400	0	
G-5	教育センター	101,383	8,449	101,400	405,600	58,584	4,882	58,600	234,400	159,967	160,000	640,000	0	
	計	101,383		101,400	405,600	58,584		58,600	234,400	159,967	160,000	640,000	0	
G-6	福岡県土整備事務所	108,875	9,073	108,900	435,600	114,447	9,537	114,500	458,000	223,322	223,400	893,600	0	
	計	108,875		108,900	435,600	114,447		114,500	458,000	223,322	223,400	893,600	0	
G-10	福岡農業高等学校	139,127	11,594	139,200	556,800	11,644	970	11,700	46,800	150,771	150,900	603,600	0	
G-10	水産高等学校	153,469	12,789	153,500	614,000	17,726	1,477	17,800	71,200	171,195	171,300	685,200	0	
G-10	武蔵台高等学校	141,618	11,802	141,700	566,800	11,660	972	11,700	46,800	153,278	153,400	613,600	0	
G-10	香住丘高等学校	141,966	11,831	142,000	568,000	10,564	880	10,600	42,400	152,530	152,600	610,400	0	
G-10	福岡高等聴覚特別支援学校	144,305	12,025	144,300	577,200	3,140	262	3,200	12,800	147,445	147,500	590,000	1	
	計	720,485		720,700	2,882,800	54,734		55,000	220,000	775,219	775,700	3,102,800	1	
G-11	美術館	158,173	13,181	158,200	632,800	44,805	3,734	44,900	179,600	202,978	203,100	812,400	0	
G-11	福岡県土整備事務所	194,300	16,192	194,400	777,600	85,600	7,133	85,600	342,400	279,900	280,000	1,120,000	0	
	計	352,473		352,600	1,410,400	130,405		130,500	522,000	482,878	483,100	1,932,400	0	
	合計	1,573,716		1,574,100	6,296,400	433,170		433,700	1,734,800	2,006,886	2,007,800	8,031,200	1	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(福岡・カラー3)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
H-4	武蔵台高等学校	532,607	44,384	532,700	2,130,800	15,000	1,250	15,000	60,000	547,607	547,700	2,190,800	5	
H-4	早良高等学校	351,973	29,331	352,000	1,408,000	68,285	5,690	68,300	273,200	420,258	420,300	1,681,200	0	
H-4	福岡高等聴覚特別 支援学校	376,046	31,337	376,100	1,504,400	15,000	1,250	15,000	60,000	391,046	391,100	1,564,400	1	
	計	1,260,626		1,260,800	5,043,200	98,285		98,300	393,200	1,358,911	1,359,100	5,436,400	6	
H-5	那珂県土整備事務 所	200,527	16,711	200,600	802,400	85,655	7,138	85,700	342,800	286,182	286,300	1,145,200	0	
H-5	筑紫中央高等学校	283,252	23,604	283,300	1,133,200	22,382	1,865	22,400	89,600	305,634	305,700	1,222,800	0	
H-5	福岡農林事務所	92,640	7,720	92,700	370,800	88,715	7,393	88,800	355,200	181,355	181,500	726,000	0	
H-5	福岡農林事務所	92,150	7,679	92,200	368,800	89,189	7,432	89,200	356,800	181,339	181,400	725,600	0	
H-5	福岡聴覚特別支援 学校	291,118	24,260	291,200	1,164,800	97,665	8,139	97,700	390,800	388,783	388,900	1,555,600	0	
H-5	福岡県土整備事務 所	168,100	14,008	168,100	672,400	159,600	13,300	159,600	638,400	327,700	327,700	1,310,800	0	
	計	1,127,787		1,128,100	4,512,400	543,206		543,400	2,173,600	1,670,993	1,671,500	6,686,000	0	
H-6	福岡県土整備事務 所	294,900	24,575	294,900	1,179,600	164,600	13,717	164,700	658,800	459,500	459,600	1,838,400	0	
	計	294,900		294,900	1,179,600	164,600		164,700	658,800	459,500	459,600	1,838,400	0	
H-16	博多青松高等学校	211,934	17,661	212,000	848,000	42,000	3,500	42,000	168,000	253,934	254,000	1,016,000	0	
	計	211,934		212,000	848,000	42,000		42,000	168,000	253,934	254,000	1,016,000	0	
H-23	生活安全課(消費 生活センター)	140,101	11,675	140,100	560,400	4,211	351	4,300	17,200	144,312	144,400	577,600	0	
	計	140,101		140,100	560,400	4,211		4,300	17,200	144,312	144,400	577,600	0	
	合計	3,035,348		3,035,900	12,143,600	852,302		852,700	3,410,800	3,887,650	3,888,600	15,554,400	6	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(北九州・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
A-3	北九州視覚特別支援学校	24,000	2,000	24,000	96,000	0	
	計	24,000		24,000	96,000	0	
A-5	行橋県税事務所(築上地区県税出張窓口)	508	42	600	2,400	0	
	計	508		600	2,400	0	
A-7	京築県土整備事務所行橋支所	43,928	3,661	44,000	176,000	0	
A-7	小倉西高等学校	46,211	3,851	46,300	185,200	0	
A-7	北九州西県税事務所	32,033	2,669	32,100	128,400	0	
	計	122,172		122,400	489,600	0	
B-3	北九州視覚特別支援学校	94,820	7,902	94,900	379,600	0	
B-3	八幡工業高等学校	139,603	11,634	139,700	558,800	0	
	計	234,423		234,600	938,400	0	
B-4	京築保健福祉環境事務所	115,646	9,637	115,700	462,800	0	
B-4	小倉商業高等学校	92,083	7,674	92,100	368,400	0	
B-4	門司学園中学校	117,026	9,752	117,100	468,400	0	
	計	324,755		324,900	1,299,600	0	
B-7	北九州西県税事務所	74,200	6,183	74,200	296,800	0	
B-7	若松商業高等学校	123,472	10,289	123,500	494,000	0	
B-7	特別支援学校「北九州高等学園」	89,118	7,427	89,200	356,800	0	
B-7	北九州西県税事務所	46,462	3,872	46,500	186,000	0	
	計	333,252		333,400	1,333,600	0	
B-8	門司学園高等学校	104,491	8,708	104,500	418,000	0	
	計	104,491		104,500	418,000	0	
D-4	北筑高等学校	370,655	30,888	370,700	1,482,800	0	
D-4	小倉西高等学校	343,361	28,613	343,400	1,373,600	0	
D-4	若松商業高等学校	261,620	21,802	261,700	1,046,800	0	
	計	975,636		975,800	3,903,200	0	
D-5	遠賀高等学校	226,197	18,850	226,200	904,800	0	
D-5	宗像・遠賀保健福祉環境事務所(遠賀分庁舎)	263,369	21,947	263,400	1,053,600	0	
D-5	福岡障害者職業能力開発校	299,242	24,937	299,300	1,197,200	0	
	計	788,808		788,900	3,155,600	0	
D-16	折尾高等学校	301,132	25,094	301,200	1,204,800	0	
	計	301,132		301,200	1,204,800	0	
E-4	小倉商業高等学校	596,727	49,727	596,800	2,387,200	0	
E-4	ひびき高等学校	476,368	39,697	476,400	1,905,600	0	
E-4	中間高等学校	400,237	33,353	400,300	1,601,200	0	
E-4	東筑高等学校	469,964	39,164	470,000	1,880,000	0	
	計	1,943,296		1,943,500	7,774,000	0	
E-12	門司学園高等学校	455,222	37,935	455,300	1,821,200	0	
	計	455,222		455,300	1,821,200	0	
	合計	5,607,695		5,609,100	22,436,400	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(北九州・カラー1)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
F-3	北九州東県税事務所	63,587	5,299	63,600	254,400	2,550	213	2,600	10,400	66,137	66,200	264,800	4	
	計	63,587		63,600	254,400	2,550		2,600	10,400	66,137	66,200	264,800	4	
F-7	法務・県民情報課 (京築)	2,975	248	3,000	12,000	4	0	0	0	2,979	3,000	12,000	0	
F-7	法務・県民情報課 (北九州)	5,275	440	5,300	21,200	10	1	100	400	5,285	5,400	21,600	0	
F-7	行橋県税事務所	27,744	2,312	27,800	111,200	3,000	250	3,000	12,000	30,744	30,800	123,200	0	
F-7	小倉商業高等学校	29,181	2,432	29,200	116,800	8,507	709	8,600	34,400	37,688	37,800	151,200	0	
F-7	戸畑高等学校	95,984	7,999	96,000	384,000	10,916	910	11,000	44,000	106,900	107,000	428,000	0	
F-7	若松高等学校	83,498	6,958	83,500	334,000	6,132	511	6,200	24,800	89,630	89,700	358,800	0	
F-7	遠賀高等学校	70,539	5,878	70,600	282,400	2,722	227	2,800	11,200	73,261	73,400	293,600	0	
F-7	中間高等学校	108,126	9,011	108,200	432,800	5,333	444	5,400	21,600	113,459	113,600	454,400	0	
	計	423,322		423,600	1,694,400	36,624		37,100	148,400	459,946	460,700	1,842,800	0	
F-8	苅田工業高等学校	91,243	7,604	91,300	365,200	9,544	795	9,600	38,400	100,787	100,900	403,600	0	
F-8	八幡南高等学校	88,353	7,363	88,400	353,600	6,270	523	6,300	25,200	94,623	94,700	378,800	3	
F-8	北九州中小企業振 興事務所	87,240	7,270	87,300	349,200	11,191	933	11,200	44,800	98,431	98,500	394,000	0	
F-8	工業技術センター 機械電子研究所	58,784	4,899	58,800	235,200	38,182	3,182	38,200	152,800	96,966	97,000	388,000	0	
	計	325,620		325,800	1,303,200	65,187		65,300	261,200	390,807	391,100	1,564,400	3	
	合計	812,529		813,000	3,252,000	104,361		105,000	420,000	916,890	918,000	3,672,000	7	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(北九州・カラー2)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
G-4	小倉聴覚特別支援 学校	126,592	10,549	126,600	506,400	34,757	2,896	34,800	139,200	161,349	161,400	645,600	0	
	計	126,592		126,600	506,400	34,757		34,800	139,200	161,349	161,400	645,600	0	
G-5	行橋農林事務所	105,059	8,755	105,100	420,400	78,092	6,508	78,100	312,400	183,151	183,200	732,800	0	
	計	105,059		105,100	420,400	78,092		78,100	312,400	183,151	183,200	732,800	0	
G-6	京築教育事務所	128,229	10,686	128,300	513,200	13,317	1,110	13,400	53,600	141,546	141,700	566,800	0	
	計	128,229		128,300	513,200	13,317		13,400	53,600	141,546	141,700	566,800	0	
G-10	小倉東高等学校	138,479	11,540	138,500	554,000	31,184	2,599	31,200	124,800	169,663	169,700	678,800	0	
G-10	戸畑工業高等学校	128,423	10,702	128,500	514,000	17,129	1,427	17,200	68,800	145,552	145,700	582,800	0	
G-10	北筑高等学校	142,895	11,908	142,900	571,600	5,893	491	5,900	23,600	148,788	148,800	595,200	0	
G-10	小倉工業高等学校	16,310	1,359	16,400	65,600	137,070	11,423	137,100	548,400	153,380	153,500	614,000	0	
	計	426,107		426,300	1,705,200	191,276		191,400	765,600	617,383	617,700	2,470,800	0	
	合計	785,987		786,300	3,145,200	317,442		317,700	1,270,800	1,103,429	1,104,000	4,416,000	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(北九州・カラー3)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
H-4	行橋農林事務所	222,501	18,542	222,600	890,400	80,117	6,676	80,200	320,800	302,618	302,800	1,211,200	0	
H-4	京築県土整備事務所	176,103	14,675	176,100	704,400	183,554	15,296	183,600	734,400	359,657	359,700	1,438,800	0	
	計	398,604		398,700	1,594,800	263,671		263,800	1,055,200	662,275	662,500	2,650,000	0	
H-6	京都高等学校	223,155	18,596	223,200	892,800	59,878	4,990	59,900	239,600	283,033	283,100	1,132,400	0	
	計	223,155		223,200	892,800	59,878		59,900	239,600	283,033	283,100	1,132,400	0	
H-11	行橋農林事務所	126,987	10,582	127,000	508,000	94,502	7,875	94,500	378,000	221,489	221,500	886,000	0	
	計	126,987		127,000	508,000	94,502		94,500	378,000	221,489	221,500	886,000	0	
H-12	青豊高等学校	566,714	47,226	566,800	2,267,200	37,607	3,134	37,700	150,800	604,321	604,500	2,418,000	0	
	計	566,714		566,800	2,267,200	37,607		37,700	150,800	604,321	604,500	2,418,000	0	
H-16	京築県土整備事務所	298,986	24,916	299,000	1,196,000	66,289	5,524	66,300	265,200	365,275	365,300	1,461,200	0	
H-16	行橋農林事務所	150,333	12,528	150,400	601,600	67,758	5,647	67,800	271,200	218,091	218,200	872,800	0	
	計	449,319		449,400	1,797,600	134,047		134,100	536,400	583,366	583,500	2,334,000	0	
	合計	1,764,779		1,765,100	7,060,400	589,705		590,000	2,360,000	2,354,484	2,355,100	9,420,400	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑豊・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
A-3	東鷹高等学校	8,785	732	8,800	35,200	0	
	計	8,785		8,800	35,200	0	
A-4	飯塚農林事務所	14,941	1,245	15,000	60,000	0	
	計	14,941		15,000	60,000	0	
A-7	直方県土整備事務所	417	35	500	2,000	0	
	計	417		500	2,000	0	
B-3	北九州教育事務所	121,452	10,121	121,500	486,000	0	
	計	121,452		121,500	486,000	0	
B-7	直方高等学校	103,447	8,621	103,500	414,000	0	
B-7	飯塚中小企業振興事務所	48,846	4,071	48,900	195,600	0	
	計	152,293		152,400	609,600	0	
C-3	田川保健福祉事務所	209,192	17,433	209,200	836,800	0	
C-3	田川保健福祉事務所	146,267	12,189	146,300	585,200	0	
	計	355,459		355,500	1,422,000	0	
C-4	飯塚県土整備事務所	147,206	12,267	147,300	589,200	0	
C-4	飯塚農林事務所	145,325	12,110	145,400	581,600	0	
C-4	嘉穂総合高等学校	84,163	7,014	84,200	336,800	0	
	計	376,694		376,900	1,507,600	0	
D-4	東鷹高等学校	216,303	18,025	216,300	865,200	0	
	計	216,303		216,300	865,200	0	
D-17	北九州教育事務所	363,564	30,297	363,600	1,454,400	0	
	計	363,564		363,600	1,454,400	0	
	合計	1,609,908		1,610,500	6,442,000	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑豊・カラー1)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
F-7	法務・県民情報課 (筑豊)	4,342	362	4,400	17,600	13	1	100	400	4,355	4,500	18,000	0	
F-7	田川県税事務所	38,573	3,214	38,600	154,400	4,242	354	4,300	17,200	42,815	42,900	171,600	0	
F-7	直方県土整備事務 所	9,956	830	10,000	40,000	4,575	381	4,600	18,400	14,531	14,600	58,400	0	
F-7	飯塚県土整備事務 所	62,697	5,225	62,700	250,800	31,980	2,665	32,000	128,000	94,677	94,700	378,800	0	
F-7	福岡県立稲築志耕 館高等学校	131,230	10,936	131,300	525,200	9,600	800	9,600	38,400	140,830	140,900	563,600	0	
	計	246,798		247,000	988,000	50,410		50,600	202,400	297,208	297,600	1,190,400	0	
F-8	田川児童相談所	123,108	10,259	123,200	492,800	13,261	1,105	13,300	53,200	136,369	136,500	546,000	0	
	計	123,108		123,200	492,800	13,261		13,300	53,200	136,369	136,500	546,000	0	
	合計	369,906		370,200	1,480,800	63,671		63,900	255,600	433,577	434,100	1,736,400	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑豊・カラー2)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
G-4	嘉穂高等学校(附 属中学校含む)	152,777	12,731	152,800	611,200	19,431	1,619	19,500	78,000	172,208	172,300	689,200	0	
	計	152,777		152,800	611,200	19,431		19,500	78,000	172,208	172,300	689,200	0	
G-5	飯塚農林事務所	86,939	7,245	87,000	348,000	65,886	5,491	65,900	263,600	152,825	152,900	611,600	0	
	計	86,939		87,000	348,000	65,886		65,900	263,600	152,825	152,900	611,600	0	
G-10	飯塚・直方県税事 務所	115,288	9,607	115,300	461,200	2,000	167	2,100	8,400	117,288	117,400	469,600	0	
G-10	田川科学技術高等 学校	168,820	14,068	168,900	675,600	3,141	262	3,200	12,800	171,961	172,100	688,400	0	
	計	284,108		284,200	1,136,800	5,141		5,300	21,200	289,249	289,500	1,158,000	0	
G-11	嘉穂・鞍手保健福 祉環境事務所	138,550	11,546	138,600	554,400	43,051	3,588	43,100	172,400	181,601	181,700	726,800	0	
G-11	嘉穂特別支援学校	123,060	10,255	123,100	492,400	40,726	3,394	40,800	163,200	163,786	163,900	655,600	0	
	計	261,610		261,700	1,046,800	83,777		83,900	335,600	345,387	345,600	1,382,400	0	
G-12	嘉穂東高等学校	142,373	11,864	142,400	569,600	7,244	604	7,300	29,200	149,617	149,700	598,800	0	
	計	142,373		142,400	569,600	7,244		7,300	29,200	149,617	149,700	598,800	0	
	合計	927,807		928,100	3,712,400	181,479		181,900	727,600	1,109,286	1,110,000	4,440,000	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑豊・カラー3)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
H-4	飯塚県土整備事務所	196,571	16,381	196,600	786,400	106,763	8,897	106,800	427,200	303,334	303,400	1,213,600	0	
	計	196,571		196,600	786,400	106,763		106,800	427,200	303,334	303,400	1,213,600	0	
H-11	飯塚県土整備事務所	104,197	8,683	104,200	416,800	127,230	10,603	127,300	509,200	231,427	231,500	926,000	0	
	計	104,197		104,200	416,800	127,230		127,300	509,200	231,427	231,500	926,000	0	
H-17	田川高等技術専門学校	165,329	13,777	165,400	661,600	44,941	3,745	45,000	180,000	210,270	210,400	841,600	0	
	計	165,329		165,400	661,600	44,941		45,000	180,000	210,270	210,400	841,600	0	
	合計	466,097		466,200	1,864,800	278,934		279,100	1,116,400	745,031	745,300	2,981,200	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑後・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
A-2	工業技術センター-生物食品研究所	6,269	522	6,300	25,200	0	
	計	6,269		6,300	25,200	0	
A-3	九州歴史資料館	25,048	2,087	25,100	100,400	0	
A-3	久留米高等学校	48,000	4,000	48,000	192,000	0	
A-3	八女工業高等学校	22,971	1,914	23,000	92,000	0	
A-3	大川樟風高等学校	18,186	1,516	18,200	72,800	0	
	計	114,205		114,300	457,200	0	
A-4	筑後農林事務所	1,419	118	1,500	6,000	0	
	計	1,419		1,500	6,000	0	
A-7	工業技術センター-生物食品研究所	24,423	2,035	24,500	98,000	0	
A-7	久留米県税事務所	10,000	833	10,000	40,000	0	
A-7	筑後川水系農地防災センター	10,979	915	11,000	44,000	0	
A-7	筑後県税事務所	37,592	3,133	37,600	150,400	0	
	計	82,994		83,100	332,400	0	
A-8	筑後農林事務所八女普及指導センター	2,461	205	2,500	10,000	0	
	計	2,461		2,500	10,000	0	
B-3	朝倉高等学校	65,743	5,479	65,800	263,200	0	
B-3	南筑後県土整備事務所	60,857	5,071	60,900	243,600	0	
	計	126,600		126,700	506,800	0	
B-4	筑後農林事務所	51,405	4,284	51,500	206,000	0	
	計	51,405		51,500	206,000	0	
B-8	筑後農林事務所	66,085	5,507	66,100	264,400	0	
B-8	筑後農林事務所南筑後普及指導センター	75,487	6,291	75,500	302,000	0	
B-8	北筑後保健福祉環境事務所	109,303	9,109	109,400	437,600	0	
	計	250,875		251,000	1,004,000	0	
C-3	久留米県税事務所	38,046	3,171	38,100	152,400	0	
C-3	福島高等学校	192,828	16,069	192,900	771,600	0	
	計	230,874		231,000	924,000	0	
C-4	筑後家畜保健衛生所	160,000	13,333	160,000	640,000	1	
C-4	北筑後保健福祉環境事務所	214,441	17,870	214,500	858,000	0	
C-4	北筑後保健福祉環境事務所	149,870	12,489	149,900	599,600	0	
C-4	南筑後教育事務所	147,844	12,320	147,900	591,600	0	
C-4	小郡高等学校	206,104	17,175	206,100	824,400	0	
C-4	明善高等学校	151,325	12,610	151,400	605,600	0	
	計	1,029,584		1,029,800	4,119,200	1	
C-7	南筑後保健福祉環境事務所	149,469	12,456	149,500	598,000	0	
	計	149,469		149,500	598,000	0	
D-4	久留米高等学校	334,261	27,855	334,300	1,337,200	0	
	計	334,261		334,300	1,337,200	0	
D-17	八女県土整備事務所	168,336	14,028	168,400	673,600	0	
	計	168,336		168,400	673,600	0	
E-5	小郡高等学校	562,897	46,908	562,900	2,251,600	0	
	計	562,897		562,900	2,251,600	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑後・モノクロ)

機種番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均枚数	モノクロ 年間見込枚数	モノクロ 4年間見込数量	コピーカード (枚)	備考
E-6	明善高等学校	440,242	36,687	440,300	1,761,200	0	
	計	440,242		440,300	1,761,200	0	
	合計	3,551,891		3,553,100	14,212,400	1	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑後・カラー1)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
F-1	九州歴史資料館	9,823	819	9,900	39,600	137	11	200	800	9,960	10,100	40,400	0	
	計	9,823		9,900	39,600	137		200	800	9,960	10,100	40,400	0	
F-3	大牟田児童相談所	11,160	930	11,200	44,800	1,200	100	1,200	4,800	12,360	12,400	49,600	0	
F-3	工業技術センター 生物食品研究所	8,904	742	9,000	36,000	7,866	656	7,900	31,600	16,770	16,900	67,600	5	
F-3	筑後川水系農地防災 センター	49,415	4,118	49,500	198,000	22,865	1,905	22,900	91,600	72,280	72,400	289,600	0	
F-3	農林業総合試験場資 源活用研究センター	58,087	4,841	58,100	232,400	10,154	846	10,200	40,800	68,241	68,300	273,200	0	
F-3	筑後県税事務所	3,930	328	4,000	16,000	1,712	143	1,800	7,200	5,642	5,800	23,200	0	
F-3	八女農業高等学校	122,916	10,243	123,000	492,000	3,625	302	3,700	14,800	126,541	126,700	506,800	0	
F-3	浮羽工業高等学校	60,000	5,000	60,000	240,000	5,000	417	5,100	20,400	65,000	65,100	260,400	0	
F-3	大川樟風高等学校	61,506	5,126	61,600	246,400	9,907	826	10,000	40,000	71,413	71,600	286,400	0	
F-3	久留米聴覚特別支援 学校	127,795	10,650	127,800	511,200	5,484	457	5,500	22,000	133,279	133,300	533,200	0	
	計	503,713		504,200	2,016,800	67,813		68,300	273,200	571,526	572,500	2,290,000	5	
F-4	南筑後県土整備事務 所	73,636	6,136	73,700	294,800	66,385	5,532	66,400	265,600	140,021	140,100	560,400	0	
F-4	久留米児童相談所	66,676	5,556	66,700	266,800	14,000	1,167	14,100	56,400	80,676	80,800	323,200	0	
F-4	朝倉農林事務所	58,779	4,898	58,800	235,200	20,210	1,684	20,300	81,200	78,989	79,100	316,400	0	
F-4	筑後川水系農地防災 センター	63,050	5,254	63,100	252,400	63,228	5,269	63,300	253,200	126,278	126,400	505,600	0	
F-4	北筑後保健福祉環境 事務所	66,038	5,503	66,100	264,400	25,707	2,142	25,800	103,200	91,745	91,900	367,600	0	
F-4	工業技術センター インテリア研究所	19,959	1,663	20,000	80,000	1,590	133	1,600	6,400	21,549	21,600	86,400	0	
	計	348,138		348,400	1,393,600	191,120		191,500	766,000	539,258	539,900	2,159,600	0	
F-7	朝倉県土整備事務所	13,949	1,162	14,000	56,000	6,663	555	6,700	26,800	20,612	20,700	82,800	0	
F-7	法務・県民情報課 (筑後)	7,154	596	7,200	28,800	94	8	100	400	7,248	7,300	29,200	0	
F-7	三井高等学校	132,607	11,051	132,700	530,800	8,962	747	9,000	36,000	141,569	141,700	566,800	2	
F-7	三池高等学校	94,870	7,906	94,900	379,600	3,531	294	3,600	14,400	98,401	98,500	394,000	0	
F-7	八女工業高等学校	55,681	4,640	55,700	222,800	8,468	706	8,500	34,000	64,149	64,200	256,800	0	
F-7	筑後労働者支援事務 所	83,984	6,999	84,000	336,000	8,000	667	8,100	32,400	91,984	92,100	368,400	0	
F-7	水産海洋技術センター 有明海研究所	14,211	1,184	14,300	57,200	7,351	613	7,400	29,600	21,562	21,700	86,800	0	
F-7	朝倉東高等学校	114,368	9,531	114,400	457,600	7,724	644	7,800	31,200	122,092	122,200	488,800	0	
F-7	水産海洋技術センター 内水面研究所	14,211	1,184	14,300	57,200	5,764	480	5,800	23,200	19,975	20,100	80,400	0	
F-7	朝倉光陽高等学校	127,782	10,649	127,800	511,200	2,920	243	3,000	12,000	130,702	130,800	523,200	0	
F-7	大牟田県税事務所	51,241	4,270	51,300	205,200	1,121	93	1,200	4,800	52,362	52,500	210,000	0	
F-7	田主丸特別支援学校	70,663	5,889	70,700	282,800	4,262	355	4,300	17,200	74,925	75,000	300,000	0	
	計	780,721		781,300	3,125,200	64,860		65,500	262,000	845,581	846,800	3,387,200	2	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑後・カラー1)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
F-8	南筑後県土整備事務所	74,536	6,211	74,600	298,400	54,872	4,573	54,900	219,600	129,408	129,500	518,000	0	
F-8	筑後家畜保健衛生所	82,894	6,908	82,900	331,600	7,500	625	7,500	30,000	90,394	90,400	361,600	1	
F-8	南筑後県土整備事務所	27,400	2,283	27,400	109,600	14,376	1,198	14,400	57,600	41,776	41,800	167,200	0	
F-8	筑後農林事務所	64,865	5,405	64,900	259,600	39,885	3,324	39,900	159,600	104,750	104,800	419,200	0	
F-8	久留米中小企業振興事務所	65,744	5,479	65,800	263,200	13,140	1,095	13,200	52,800	78,884	79,000	316,000	0	
	計	315,439		315,600	1,262,400	129,773		129,900	519,600	445,212	445,500	1,782,000	1	
	合計	1,957,834		1,959,400	7,837,600	453,703		455,400	1,821,600	2,411,537	2,414,800	9,659,200	8	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑後・カラー2)

機種 番号	所属名	モノクロ 枚数	モノクロ 月平均 枚数	モノクロ 年間見込 枚数	モノクロ 4年間見込 数量	カラー 枚数	カラー 月平均 枚数	カラー 年間見込 枚数	カラー 4年間見込 数量	合計 枚数	合計 年間見込 枚数	合計 4年間見込 数量	コピー カード (枚)	備考
G-4	朝倉農林事務所	79,139	6,595	79,200	316,800	72,213	6,018	72,300	289,200	151,352	151,500	606,000	0	
G-4	久留米県土整備事 務所	107,719	8,977	107,800	431,200	77,116	6,426	77,200	308,800	184,835	185,000	740,000	0	
	計	186,858		187,000	748,000	149,329		149,500	598,000	336,187	336,500	1,346,000	0	
G-5	筑後農林事務所南筑 後普及指導センター	126,400	10,533	126,400	505,600	41,576	3,465	41,600	166,400	167,976	168,000	672,000	0	
	計	126,400		126,400	505,600	41,576		41,600	166,400	167,976	168,000	672,000	0	
G-10	久留米県税事務所	88,095	7,341	88,100	352,400	4,770	398	4,800	19,200	92,865	92,900	371,600	0	
G-10	朝倉農林事務所	68,711	5,726	68,800	275,200	49,428	4,119	49,500	198,000	118,139	118,300	473,200	0	
G-10	伝習館高等学校	137,940	11,495	138,000	552,000	15,660	1,305	15,700	62,800	153,600	153,700	614,800	0	
G-10	福島高等学校	125,428	10,452	125,500	502,000	33,180	2,765	33,200	132,800	158,608	158,700	634,800	0	
	計	420,174		420,400	1,681,600	103,038		103,200	412,800	523,212	523,600	2,094,400	0	
G-11	明善高等学校	167,390	13,949	167,400	669,600	18,167	1,514	18,200	72,800	185,557	185,600	742,400	0	
G-11	小郡特別支援学校	152,068	12,672	152,100	608,400	10,000	833	10,000	40,000	162,068	162,100	648,400	0	
	計	319,458		319,500	1,278,000	28,167		28,200	112,800	347,625	347,700	1,390,800	0	
G-12	筑後農林事務所	158,704	13,225	158,700	634,800	53,216	4,435	53,300	213,200	211,920	212,000	848,000	0	
	計	158,704		158,700	634,800	53,216		53,300	213,200	211,920	212,000	848,000	0	
	合計	1,211,594		1,212,000	4,848,000	375,326		375,800	1,503,200	1,586,920	1,587,800	6,351,200	0	

使用見込枚数及びコピーカード有無等(筑後・カラー3)

機種番号	所属名	モノクロ枚数	モノクロ月平均枚数	モノクロ年間見込枚数	モノクロ4年間見込数量	カラー枚数	カラー月平均枚数	カラー年間見込枚数	カラー4年間見込数量	合計枚数	合計年間見込枚数	合計4年間見込数量	コピーカード(枚)	備考
H-4	三池工業高等学校	271,505	22,625	271,500	1,086,000	13,368	1,114	13,400	53,600	284,873	284,900	1,139,600	0	
H-4	輝翔館中等教育学校	310,723	25,894	310,800	1,243,200	103,574	8,631	103,600	414,400	414,297	414,400	1,657,600	0	
	計	582,228		582,300	2,329,200	116,942		117,000	468,000	699,170	699,300	2,797,200	0	
H-5	久留米県土整備事務所	112,850	9,404	112,900	451,600	113,941	9,495	114,000	456,000	226,791	226,900	907,600	0	
H-5	久留米高等技術専門学校	246,513	20,543	246,600	986,400	112,235	9,353	112,300	449,200	358,748	358,900	1,435,600	0	
H-5	久留米県土整備事務所	179,766	14,981	179,800	719,200	117,862	9,822	117,900	471,600	297,628	297,700	1,190,800	0	
	計	539,129		539,300	2,157,200	344,038		344,200	1,376,800	883,167	883,500	3,534,000	0	
H-10	朝倉県土整備事務所	146,254	12,188	146,300	585,200	174,126	14,511	174,200	696,800	320,380	320,500	1,282,000	0	
H-10	柳河特別支援学校	206,448	17,204	206,500	826,000	64,556	5,380	64,600	258,400	271,004	271,100	1,084,400	0	
H-10	朝倉県土整備事務所	28,879	2,407	28,900	115,600	28,087	2,341	28,100	112,400	56,966	57,000	228,000	0	
	計	381,581		381,700	1,526,800	266,769		266,900	1,067,600	648,350	648,600	2,594,400	0	
H-11	南筑後保健福祉環境事務所	297,963	24,830	298,000	1,192,000	99,804	8,317	99,900	399,600	397,767	397,900	1,591,600	0	
	計	297,963		298,000	1,192,000	99,804		99,900	399,600	397,767	397,900	1,591,600	0	
H-16	朝倉東高等学校	177,892	14,824	177,900	711,600	51,794	4,316	51,800	207,200	229,686	229,700	918,800	0	
	計	177,892		177,900	711,600	51,794		51,800	207,200	229,686	229,700	918,800	0	
H-17	久留米県土整備事務所	206,412	17,201	206,500	826,000	133,394	11,116	133,400	533,600	339,806	339,900	1,359,600	0	
H-17	朝倉農林事務所	119,623	9,969	119,700	478,800	109,439	9,120	109,500	438,000	229,062	229,200	916,800	0	
	計	326,035		326,200	1,304,800	242,833		242,900	971,600	568,868	569,100	2,276,400	0	
H-23	朝倉農林事務所	133,375	11,115	133,400	533,600	37,604	3,134	37,700	150,800	170,979	171,100	684,400	0	
H-23	南筑後県土整備事務所	182,644	15,220	182,700	730,800	159,401	13,283	159,400	637,600	342,045	342,100	1,368,400	0	
	計	316,019		316,100	1,264,400	197,005		197,100	788,400	513,024	513,200	2,052,800	0	
	合計	2,620,847		2,621,500	10,486,000	1,319,185		1,319,800	5,279,200	3,940,032	3,941,300	15,765,200	0	

設置場所一覧（本庁・モノクロ）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カ-ド (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレ- の 有無
A-2	本庁	総務部	税務課	0	税務課 軽油引取税広域 調査係	福岡市博多区東公園 7-7	1 階	有
A-3	本庁	県土整備部	県土整備総務課	0	県土整備部倉庫	福岡市博多区東公園 7-7	地下1 階	有
A-4	本庁	総務部	財産活用課	0	運転士控室	福岡市博多区東公園 7-7	B1 階	有
A-8	本庁	市町村・地域振興部 空港・交通政策局	空港政策課 (空港事業課)	0	空港事業課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
A-8	本庁	商工部	先端技術産業振興課	0	先端技術産業振興課	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
B-4	本庁	総務部	行政マネジメント課	0	行政マネジメント課	福岡市博多区東公園 7-7	8 階	有
B-4	本庁	人材育成・活躍推進 部私学振興・青少年 育成局	青少年政策課	0	青少年政策課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
B-4	本庁	環境部	環境政策課	0	環境部 環境政策課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
B-4	本庁	商工部	商工政策課	0	商工政策課	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
B-4	本庁	県土整備部	県土整備企画課	0	県土整備企画課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
B-8	本庁	福祉子ども政策部	子ども未来課	0	子ども未来課	福岡市博多区東公園 7-7	2 階	有
B-8	本庁	建築都市部	上下水道課	0	上下水道課	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
C-4	本庁	市町村・地域振興部	市町村行財政支援課	0	市町村・地域振興部 市町村行財政支援課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
C-4	本庁	環境部	自然環境課	0	自然環境課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
C-4	本庁	農林水産部	林業振興課	0	林業振興課	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
C-4	本庁	県土整備部	県土整備総務課	0	県土整備総務課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
D-5	本庁	農林水産部	経営技術支援課	0	経営技術支援課	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
D-5	本庁	教育庁教育振興部	社会教育課	0	社会教育課	福岡市博多区東公園 7-7	4 階	有
D-6	本庁	福祉子ども政策部	保護・援護課	0	保護・援護課	福岡市博多区東公園 7-7	2 階	有
D-11	本庁	農林水産部	経営技術支援課	0	経営技術支援課	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
D-23	本庁	総務部	統計課	0	総務部統計課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
E-5	本庁	農林水産部	農林水産政策課	0	農林水産政策課	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
E-5	本庁	福祉子ども政策部 人権・同和対策局	調整課	0	人権・同和対策局調整課	福岡市博多区東公園 7-7	2 階	有
E-12	本庁	総務部防災危機管理 局	防災企画課	0	防災企画課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
E-12	本庁	総務部防災危機管理 局	防災企画課	0	防災企画課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
E-23	本庁	監査委員事務局	総務課	0	監査委員事務局総務課	福岡市博多区東公園 7-7	2 階	有

設置場所一覧（本庁・カラー１）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベ-ター の有無
F-3	本庁	総務部	法務・県民情報課	0	閲覧室	福岡市博多区東公園 7-7	地下2階	有
F-3	本庁	保健医療介護部	保健医療介護総務課	0	保健医療介護部（部長室）	福岡市博多区東公園 7-7	2階	有
F-3	本庁	商工部中小企業振興局	中小企業技術振興課	0	中小企業技術振興課	福岡市博多区東公園 7-7	7階	有
F-4	本庁	総務部	法務・県民情報課	0	法務・県民情報課	福岡市博多区東公園 7-7	1階	有
F-4	本庁	政策企画部	広報課	0	広報課	福岡市博多区東公園 7-7	8階	有
F-4	本庁	市町村・地域振興部	生活安全課	0	生活安全課	福岡市博多区東公園 7-7	9階	有
F-4	本庁	保健医療介護部	薬務課	0	薬務課別室	福岡市博多区東公園 7-7	2階	有
F-7	本庁	総務部	税務課	0	税務課 軽油引取税広域調査係	福岡市博多区東公園 7-7	1階	有
F-7	本庁	人材育成・活躍推進部労働政策局	職業能力開発課	0	人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課	福岡市博多区東公園 7-7	5階	有
F-8	本庁	市町村・地域振興部	地域振興総務課（コラボステーション福岡）	0	地域振興総務課 共助社会づくり推進室（コラボステーション福岡）	福岡市博多区東公園 7-7	1階	有
F-8	本庁	環境部	脱炭素社会推進課	0	脱炭素社会推進課	福岡市博多区東公園 7-7	3階	有
F-8	本庁	県土整備部	県土整備企画課	0	県土整備企画課契約班	福岡市博多区東公園 7-7	6階	有
F-8	本庁	教育庁教育振興部	社会教育課	0	社会教育課	福岡市博多区東公園 7-7	4階	有

設置場所一覧（本庁・カラー２）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレ-ター の有無
G-5	本庁	商工部中小企業振興局	中小企業経営支援課	0	中小企業経営支援課	福岡市博多区東公園 7-7	7	階	有
G-10	本庁	県土整備部	用地課	0	用地課	福岡市博多区東公園 7-7	6	階	有
G-11	本庁	市町村・地域振興部文化局	九博・世界遺産・文化施設課	0	九博・世界遺産・文化施設課	福岡市博多区東公園 7-7	8	階	有
G-12	本庁	商工部	自動車・水素産業振興課	3	自動車・水素産業振興課	福岡市博多区東公園 7-7	7	階	有

設置場所一覧（本庁・カラー３）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベ-ター の有無
H-5	本庁	総務部	統計課	0	総務部統計課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
H-5	本庁	福祉子ども政策部	子ども未来課	0	子ども未来課	福岡市博多区東公園 7-7	2 階	有
H-5	本庁	建築都市部	上下水道課	0	上下水道課	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
H-6	本庁	市町村・地域振興部	地域振興総務課	0	地域振興総務課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
H-6	本庁	教育庁教育総務部	教職員課	0	教職員課執務室	福岡市博多区東公園 7-7	4 階	有
H-11	本庁	総務部	財政課	0	総務部財政課	福岡市博多区東公園 7-7	8 階	有
H-12	本庁	総務部防災危機管理局	防災企画課	0	防災企画課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
H-12	本庁	保健医療介護部	がん感染症疾病対策課	0	県庁 30号会議室	福岡市博多区東公園 7-7	10 階	有
H-12	本庁	建築都市部	建築指導課	0	建築指導課	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
H-17	本庁	総務部	行政マネジメント課	0	行政マネジメント課	福岡市博多区東公園 7-7	8 階	有
H-17	本庁	総務部	財産活用課	0	財産活用課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
H-17	本庁	政策企画部	秘書・政策室	0	秘書・政策室	福岡市博多区東公園 7-7	8 階	有
H-17	本庁	政策企画部	企画総務課	0	企画総務課	福岡市博多区東公園 7-7	8 階	有
H-17	本庁	環境部	循環型社会推進課	0	循環型社会推進課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
H-17	本庁	農林水産部	農林水産政策課	0	農林水産政策課	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
H-17	本庁	農林水産部	林業振興課	0	林業振興課	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
H-17	本庁	県土整備部	港湾課	0	港湾課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
H-17	本庁	県土整備部	砂防課	0	砂防課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
H-17	本庁	建築都市部	住宅計画課	0	住宅計画課	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
H-17	本庁	教育庁教育総務部	施設課	0	施設課	福岡市博多区東公園 7-7	4 階	有
H-18	本庁	市町村・地域振興部	地域振興総務課	0	地域振興総務課	福岡市博多区東公園 7-7	9 階	有
H-18	本庁	福祉子ども政策部	保護・援護課	0	保護・援護課	福岡市博多区東公園 7-7	2 階	有
H-18	本庁	県土整備部	県土整備企画課	0	県土整備企画課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
H-23	本庁	農林水産部	林業振興課	0	林業振興課（全国育樹祭準備室）※場所詳細・フロア共に未定	福岡市博多区東公園 7-7	5 階	有
H-23	本庁	県土整備部	河川整備課	0	河川整備課	福岡市博多区東公園 7-7	6 階	有
H-23	本庁	建築都市部	建築都市総務課	0	建築都市総務課 契約室	福岡市博多区東公園 7-7	7 階	有
H-24	本庁	総務部防災危機管理局	防災企画課	0	防災企画課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
H-24	本庁	総務部防災危機管理局	防災企画課	0	防災企画課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有
H-24	本庁	環境部	水・大気環境課	0	水・大気環境課	福岡市博多区東公園 7-7	3 階	有

設置場所一覧（福岡・モノクロ）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	ビ ー カ ー ド (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベーター の有無
A-3	福岡	総務部	東福岡県税事務所	0	課税第二課横	福岡市東区箱崎 1-18-1	2 階	有
A-3	福岡	福祉子ども政策部	福岡児童相談所	0	福岡児童相談所	春日市原町 3-1-7	2 階	有
A-3	福岡	教育庁	早良高等学校	0	進路指導室	福岡市早良区大字小笠木 403	2 階	有
A-4	福岡	福祉子ども政策部	宗像児童相談所	0	2 階 別室 (初動対応 2 係)	宗像市東郷 1-2-3 宗像児童相談所	2 階	有
A-4	福岡	県土整備部	福岡県土整備事務所	0	福岡県土整備事務所 筑紫野古賀線BP建設室	福岡市東区箱崎 1-18-1	4 階	有
A-4	福岡	教育庁	教育センター	0	指導改善研修班	糟屋郡篠栗町高田 268	2 階	無
A-7	福岡	総務部	東福岡県税事務所	0	みなと香椎分室	福岡市東区みなと香椎 4-3-15	1 階	有
B-3	福岡	教育庁	城南高等学校	0	福岡県立城南高等学校	福岡市城南区茶山 6-21-1	1 階	有
B-3	福岡	教育庁	糸島高等学校	0	糸島高校全日制事務室（入口）	糸島市前原南 2-21-1	1 階	有
B-3	福岡	教育庁	糸島農業高等学校	0	糸島農業高等学校事務室	糸島市前原西 3-2-1	1 階	有
B-3	福岡	教育庁	特別支援学校 「福岡高等学園」	0	福岡高等学園 事務室	筑紫野市大字古賀 304	1 階	有
B-4	福岡	総務部	西福岡県税事務所	0	西福岡県税事務所 収税第一課	福岡市中央区赤坂 1-8-8 福岡西総合庁舎	3 階	有
B-4	福岡	保健医療介護部	糸島保健福祉事務所	0	糸島保健福祉事務所	糸島市浦志 2-3-1 福岡県糸島総合庁舎	2 階	有
B-4	福岡	教育庁	福岡特別支援学校	0	福岡特別支援学校	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4-1-1	2 階	有
B-7	福岡	教育庁	香椎工業高等学校	0	事務室	福岡市東区香椎駅東 2-23-1	1 階	無
B-7	福岡	教育庁	香椎工業高等学校	0	職員室	福岡市東区香椎駅東 2-23-1	2 階	無
C-3	福岡	保健医療介護部	粕屋保健福祉事務所	0	粕屋保健福祉事務所	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	2 階	有
C-3	福岡	教育庁	福岡講倫館高等学校	0	福岡講倫館高等学校職員室	福岡市早良区有田 3-9-1	2 階	有
C-3	福岡	教育庁	須恵高等学校	0	職員室	糟屋郡須恵町大字旅石 72-3	2 階	無
C-3	福岡	教育庁	須恵高等学校	0	職員室	糟屋郡須恵町大字旅石 72-3	2 階	無
C-3	福岡	教育庁	玄洋高等学校	0	玄洋高等学校	福岡市西区田尻東 2-2490	2 階	有
C-3	福岡	教育庁	香住丘高等学校	0	職員室	福岡市東区香住ヶ丘 1-26-1	2 階	無
C-4	福岡	保健医療介護部	糸島保健福祉事務所	0	糸島保健福祉事務所	糸島市浦志 2-3-1 福岡県糸島総合庁舎	2 階	有
C-7	福岡	教育庁	城南高等学校	0	福岡県立城南高等学校	福岡市城南区茶山 6-21-1	1 階	有
C-8	福岡	教育庁	古賀特別支援学校	0	古賀特別支援学校高等部	古賀市千鳥 3-4-1	1 階	有
D-2	福岡	教育庁	玄界高等学校	1	玄界高等学校	古賀市舞の里 3-6-1	2 階	無
D-4	福岡	教育庁	柏陵高等学校	0	職員室	福岡市南区柏原 4-47-1	2 階	無
D-4	福岡	教育庁	宗像中学校	0	宗像中学校職員室	宗像市東郷 6-7-1	2 階	有
D-5	福岡	教育庁	春日高等学校	0	職員室（3年生）	春日市春日公園 5-17	2 階	有
D-5	福岡	教育庁	春日高等学校	0	職員室（1年生）	春日市春日公園 5-17	2 階	有
D-5	福岡	教育庁	筑紫中央高等学校	0	全日制職員室（左）	大野城市中央 2-12-1	1 階	有
D-5	福岡	教育庁	古賀特別支援学校	0	古賀特別支援学校小中学部	古賀市千鳥 4-3-1	2 階	有
D-10	福岡	教育庁	筑前高等学校	0	筑前高等学校	福岡市西区千里 111-1	2 階	無
D-11	福岡	保健医療介護部	宗像・遠賀保健福祉 環境事務所	0	本庁舎 総務企画課	宗像市東郷 1-2-1	2 階	有
D-11	福岡	保健医療介護部	宗像・遠賀保健福祉 環境事務所	0	本庁舎 健康増進課	宗像市東郷 1-2-1	1 階	有
D-11	福岡	福祉子ども政策部	福岡児童相談所	0	福岡児童相談所	春日市原町 3-1-7	3 階	有
E-4	福岡	教育庁	博多青松高等学校	0	福岡県立博多青松高等学校 定時制職員室	福岡市博多区千代 1-2-21	3 階	有

設置場所一覧（福岡・モノクロ）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベーター の有無
E-4	福岡	教育庁	博多青松高等学校	0	福岡県立博多青松高等学校 定時制印刷室	福岡市博多区千代 1-2-2 1	3	階	有
E-5	福岡	教育庁	太宰府特別支援学校	0	職員室（本館）	太宰府市大佐野 5 5 7 番地 1	2	階	有

設置場所一覧（福岡・カラー１）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベ-ター の有無
F-3	福岡	総務部	公文書館	0	福岡共同公文書館	筑紫野市上古賀 1-3-1	1 階	有
F-3	福岡	教育庁	福岡中央高等学校	0	福岡県立福岡中央高等学校	福岡市中央区平尾 3-20-57	1 階	有
F-3	福岡	教育庁	修猷館高等学校	0	修猷館高等学校	福岡市早良区西新 6-1-10	2 階	有
F-3	福岡	教育庁	福岡工業高等学校	0	事務室	福岡市早良区荒江 2-19-1	1 階	有
F-3	福岡	教育庁	福岡高等聴覚特別支援学校	0	寄宿舍	福岡市早良区荒江 3-3-34	1 階	無
F-4	福岡	福祉子ども政策部	宗像児童相談所	0	3 階 一時保護所	宗像市東郷 1-2-3 宗像児童相談所	3 階	有
F-4	福岡	福祉子ども政策部	障がい者更生相談所	0	障がい者更生相談所	春日市原町 3-1-7	1 階	有
F-4	福岡	農林水産部	福岡農林事務所北筑前普及指導センター	0	北筑前普及指導センター	福津市西福岡 4-2-1	1 階	無
F-4	福岡	農林水産部	農林業総合試験場	0	農産部	筑紫野市大字吉木 587	1 階	無
F-4	福岡	県土整備部	福岡県土整備事務所	0	福岡県土整備事務所都市施設整備課	福岡市東区箱崎 1-18-1	4 階	有
F-7	福岡	総務部	公文書館	0	福岡共同公文書館	筑紫野市上古賀 1-3-1	1 階	有
F-7	福岡	保健医療介護部	保健環境研究所	0	保健環境研究所	太宰府市大字向佐野 39	1 階	有
F-7	福岡	保健医療介護部	食肉衛生検査所	0	福岡県食肉衛生検査所	筑紫野市二日市中央 4-5-34	2 階	無
F-7	福岡	教育庁	筑紫高等学校	0	筑紫高校 事務室	筑紫野市針摺東 2-4-1	1 階	有
F-7	福岡	教育庁	糸島農業高等学校	0	糸島農業高等学校事務室	糸島市前原西 3-2-1	1 階	有
F-7	福岡	教育庁	福岡視覚特別支援学校	0	管理棟1階事務室	筑紫野市牛島 114番地	1 階	有
F-8	福岡	総務部	職員研修所	0	福岡県職員研修所	大野城市大字乙金 8-1	1 階	無
F-8	福岡	人材育成・活躍推進部	福岡労働者支援事務所	0	福岡労働者支援事務所	福岡市博多区千代 1-20-31 千代合同庁舎（R9.3月に現在の福岡西総合庁舎から事務所移転予定）※日程未定	4 階	有
F-8	福岡	福祉子ども政策部	宗像児童相談所	0	3 階 分室	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎	3 階	有
F-8	福岡	農林水産部	農林業総合試験場	0	畜産部	筑紫野市大字吉木 1269	2 階	無
F-8	福岡	農林水産部水産局	水産海洋技術センター	0	水産海洋技術センター	福岡市西区今津 1141-1	1 階	無
F-8	福岡	農林水産部水産局	水産海洋技術センター	0	水産海洋技術センター	福岡市西区今津 1141-1	2 階	無
F-8	福岡	県土整備部	那珂県土整備事務所	0	那珂県土整備事務所建築指導課	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎	2 階	有
F-8	福岡	教育庁	福岡教育事務所	0	福岡教育事務所	福岡市博多区吉塚本町 13-50	3 階	有

設置場所一覧（福岡・カラー２）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベ-ター の有無
G-4	福岡	教育庁	福岡講倫館高等学校	0	福岡講倫館高等学校 事務室	福岡市早良区有田 3-9-1	1	階	有
G-4	福岡	教育庁	福岡農業高等学校	0	福岡農業高等学校 本科 職員室	太宰府市大字大佐野 2 5 0	2	階	無
G-5	福岡	教育庁	教育センター	0	教科教育班	糟屋郡篠栗町高田 2 6 8	3	階	無
G-6	福岡	県土整備部	福岡県土整備事務所	0	前原支所工務課	糸島市浦志 2-3-1	3	階	有
G-10	福岡	教育庁	水産高等学校	0	事務室	福津市津屋崎 4-4 6-1 4	1	階	無
G-10	福岡	教育庁	福岡農業高等学校	0	福岡農業高等学校 事務室	太宰府市大字大佐野 2 5 0	1	階	無
G-10	福岡	教育庁	武蔵台高等学校	0	事務室	筑紫野市天拝坂 5-2-1	1	階	無
G-10	福岡	教育庁	香住丘高等学校	0	事務室	福岡市東区香住ヶ丘 1-2 6-1	1	階	無
G-10	福岡	教育庁	福岡高等聴覚特別支 援学校	1	事務室	福岡市早良区荒江 3-2-2	1	階	有
G-11	福岡	県土整備部	福岡県土整備事務所	0	福岡県土整備事務所 管理課・用地課	福岡市東区箱崎 1-1 8-1	3	階	有
G-11	福岡	教育庁	美術館	0	福岡県立美術館（事務室）	福岡市中央区天神 5-2-1	2	階	有

設置場所一覧（福岡・カラー３）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベーター の有無
H-4	福岡	教育庁	武蔵台高等学校	5	職員室	筑紫野市天拝坂５－２－１	2階	無
H-4	福岡	教育庁	早良高等学校	0	職員室	福岡市早良区大字小笠木４０３	2階	有
H-4	福岡	教育庁	福岡高等聴覚特別支援学校	1	職員室	福岡市早良区荒江３－２－２	2階	有
H-5	福岡	農林水産部	福岡農林事務所	0	福岡農林 農村整備第一課	福岡市東区千早４丁目 (福岡高等技術専門校横) ※R9.3月移転予定(詳細未定)	2階	有
H-5	福岡	農林水産部	福岡農林事務所	0	福岡農林 林業振興課	福岡市東区千早４丁目 (福岡高等技術専門校横) ※R9.3月移転予定(詳細未定)	2階	有
H-5	福岡	県土整備部	福岡県土整備事務所	0	福岡県土整備事務所 河川砂防課	福岡市東区箱崎１－１８－１	3階	有
H-5	福岡	県土整備部	那珂県土整備事務所	0	那珂県土整備事務所 用地課	大野城市白木原３－５－２５ 筑紫総合庁舎	3階	有
H-5	福岡	教育庁	筑紫中央高等学校	0	全日制職員室(右)	大野城市中央２－１２－１	1階	有
H-5	福岡	教育庁	福岡聴覚特別支援学校	0	福岡聴覚特別支援学校	福岡市早良区荒江３－２－１	2階	有
H-6	福岡	県土整備部	福岡県土整備事務所	0	福岡県土整備事務所 総務課	福岡市東区箱崎１－１８－１	4階	有
H-16	福岡	教育庁	博多青松高等学校	0	福岡県立博多青松高等学校 事務室	福岡市博多区千代１－２－２１	2階	有
H-23	福岡	市町村・地域振興部	生活安全課(消費生活センター)	0	福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町 １３－５０ 吉塚合同庁舎 1階	1階	有

設置場所一覧（北九州・モノクロ）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コ ー ド （枚）	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベーター の有無
A-3	北九州	教育庁	北九州視覚特別支援学校	0	北九州視覚特別支援学校 寄宿舍	北九州市八幡東区高見5-1-12	2階	有
A-5	北九州	総務部	行橋県税事務所 （築上地区県税出張窓口）	0	築上地区県税出張窓口	豊前市大字八屋2007-1 豊前 総合庁舎	3階	有
A-7	北九州	総務部	北九州西県税事務所	0	北九州西県税事務所	北九州市八幡東区平野2-13-2	1階	無
A-7	北九州	県土整備部	京築県土整備事務所 行橋支所	0	京築県土整備事務所 行橋支所	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	2階	有
A-7	北九州	教育庁	小倉西高等学校	0	小倉西高等学校 事務室	北九州市小倉北区下到津5-7-1	1階	有
B-3	北九州	教育庁	八幡工業高等学校	0	八幡工業高等学校 職員室	北九州市八幡西区别所町1-1	1階	無
B-3	北九州	教育庁	北九州視覚特別支援学校	0	北九州視覚特別支援学校 職員室	北九州市八幡東区高見5-1-12	3階	有
B-4	北九州	保健医療介護部	京築保健福祉環境事務所	0	京築保健福祉環境事務所	行橋市中央1-2-1	1階	無
B-4	北九州	教育庁	小倉商業高等学校	0	小倉商業高校事務室	北九州市小倉南区富士見3-5-1	1階	有
B-4	北九州	教育庁	門司学園中学校	0	門司学園高等学校 職員室	北九州市門司区大字猿喰1462-2	2階	有
B-7	北九州	総務部	北九州西県税事務所	0	北九州西県税事務所	北九州市八幡東区平野2-13-2	1階	無
B-7	北九州	総務部	北九州西県税事務所	0	北九州西県税事務所	北九州市八幡東区平野2-13-2	2階	無
B-7	北九州	教育庁	若松商業高等学校	0	事務室	北九州市若松区片山3-2-1	1階	有
B-7	北九州	教育庁	特別支援学校「北九州 高等学園」	0	事務室	中間市大辻町18-1	1階	有
B-8	北九州	教育庁	門司学園高等学校	0	門司学園高等学校 事務室	北九州市門司区大字猿喰1462-2	1階	有
D-4	北九州	教育庁	小倉西高等学校	0	小倉西高等学校 職員室	北九州市小倉北区下到津5-7-1	2階	有
D-4	北九州	教育庁	若松商業高等学校	0	職員室	北九州市若松区片山3-2-1	2階	有
D-4	北九州	教育庁	北筑高等学校	0	職員室	北九州市八幡西区北筑1-1-1	1階	有
D-5	北九州	人材育成・活躍推進 部労働政策局	福岡障害者職業能力 開発校	0	福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区大字蟹住1728-1	1階	有
D-5	北九州	保健医療介護部	宗像・遠賀保健福祉 環境事務所 （遠賀分庁舎）	0	遠賀分庁舎	遠賀郡水巻町吉田西2-17-7	1階	無
D-5	北九州	教育庁	遠賀高等学校	0	福岡県立遠賀高等学校	遠賀郡遠賀町上別府2110	1階	無
D-16	北九州	教育庁	折尾高等学校	0	職員室	北九州市八幡西区大膳2-23-1	2階	有
E-4	北九州	教育庁	小倉商業高等学校	0	小倉商業高校職員室	北九州市小倉南区富士見3-5-1	2階	有
E-4	北九州	教育庁	ひびき高等学校	0	職員室	北九州市戸畑区天籟寺1-2-1	2階	有
E-4	北九州	教育庁	東筑高等学校	0	東筑高等学校 職員室	北九州市八幡西区東筑1-1-1	2階	有
E-4	北九州	教育庁	中間高等学校	0	印刷室	中間市朝霧5-1-1	2階	無
E-12	北九州	教育庁	門司学園高等学校	0	門司学園高等学校 職員室	北九州市門司区大字猿喰1462-2	2階	有

設置場所一覧（北九州・カラー１）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベーター の有無
F-3	北九州	総務部	北九州東県税事務所	4	北九州東県税事務所	北九州市小倉北区内7-8 福岡県小倉総合庁舎	2	階	有
F-7	北九州	総務部	法務・県民情報課	0	北九州県民情報コーナー	北九州市小倉北区内7-8 福岡県小倉総合庁舎2階	2	階	有
F-7	北九州	総務部	法務・県民情報課	0	京築県民情報コーナー	行橋市中央1-2-1 福岡県行橋総合庁舎1階	1	階	有
F-7	北九州	総務部	行橋県税事務所	0	行橋県税事務所	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	1	階	有
F-7	北九州	教育庁	小倉商業高等学校	0	小倉商業高校事務室	北九州市小倉南区富士見3-5-1	1	階	有
F-7	北九州	教育庁	戸畑高等学校	0	事務室	北九州市戸畑区夜宮3-1-1	1	階	有
F-7	北九州	教育庁	若松高等学校	0	事務室	北九州市若松区上原町15-13	1	階	無
F-7	北九州	教育庁	遠賀高等学校	0	福岡県立遠賀高等学校	遠賀郡遠賀町上別府2110	1	階	無
F-7	北九州	教育庁	中間高等学校	0	事務室	中間市朝霧5-1-1	1	階	無
F-8	北九州	商工部	北九州中小企業振興 事務所	0	北九州中小企業振興事務所	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館	6	階	有
F-8	北九州	商工部	工業技術センター 機械電子研究所	0	工業技術センター 機械電子研究所	北九州市八幡西区則松3-6-1	1	階	有
F-8	北九州	教育庁	苅田工業高等学校	0	管理普通教室棟事務室	京都郡苅田町大字集2569	1	階	有
F-8	北九州	教育庁	八幡南高等学校	3	八幡南高等学校	北九州市八幡西区の場町6-1	1	階	無

設置場所一覧（北九州・カラー２）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カ-ド (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレ-ター の有無
G-4	北九州	教育庁	小倉聴覚特別支援学校	0	職員室	北九州市小倉北区三郎丸 2-9-1	1	階	有
G-5	北九州	農林水産部	行橋農林事務所	0	農村整備第2課	行橋市中央 1-2-1	3	階	有
G-6	北九州	教育庁	京築教育事務所	0	京築教育事務所	豊前市大字吉木 5 3 4-3	1	階	無
G-10	北九州	教育庁	小倉工業高等学校	0	事務室	北九州市小倉北区白萩町 6-1	1	階	無
G-10	北九州	教育庁	小倉東高等学校	0	事務室	北九州市小倉南区田原 5-2-1	1	階	無
G-10	北九州	教育庁	戸畑工業高等学校	0	戸畑工業高等学校	北九州市戸畑区丸町 3-1 0-1	1	階	有
G-10	北九州	教育庁	北筑高等学校	0	事務室	北九州市八幡西区北筑 1-1-1	1	階	有

設置場所一覧（北九州・カラー３）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベ-タ- の有無
H-4	北九州	農林水産部	行橋農林事務所	0	農業振興課	行橋市中央１－２－１	3	階	有
H-4	北九州	県土整備部	京築県土整備事務所	0	道路課	豊前市大字八屋２００７－１	2	階	有
H-6	北九州	教育庁	京都高等学校	0	福岡県立京都高等学校 職員室	行橋市南大橋４－５－１	2	階	有
H-11	北九州	農林水産部	行橋農林事務所	0	森林土木課	行橋市中央１－２－１	3	階	有
H-12	北九州	教育庁	青豊高等学校	0	青豊高等学校（職員室）	豊前市青豊３－１	1	階	有
H-16	北九州	農林水産部	行橋農林事務所	0	総務課	行橋市中央１－２－１	3	階	有
H-16	北九州	県土整備部	京築県土整備事務所	0	総務課	豊前市大字八屋２００７－１	1	階	有

設置場所一覧（筑豊・モノクロ）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベーター の有無
A-3	筑豊	教育庁	東鷹高等学校	0	進路指導室	田川市大字伊田2362-3	2階	有
A-4	筑豊	農林水産部	飯塚農林事務所	0	総務課	飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎4F	4階	有
A-7	筑豊	県土整備部	直方県土整備事務所	0	犬鳴ダム管理出張所	宮若市犬鳴72-2	2階	無
B-3	筑豊	教育庁	北九州教育事務所	0	北九州教育事務所執務室1階	直方市大字植木1047-1	1階	無
B-7	筑豊	商工部	飯塚中小企業振興事務所	0	飯塚中小企業振興事務所	飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル	4階	有
B-7	筑豊	教育庁	直方高等学校	0	直方高校事務室	直方市大字頓野3459-2	1階	無
C-3	筑豊	保健医療介護部	田川保健福祉事務所	0	田川保健福祉事務所	田川市大字伊田3292-2	4階	有
C-3	筑豊	保健医療介護部	田川保健福祉事務所	0	田川保健福祉事務所	田川市大字伊田3292-2	3階	有
C-4	筑豊	農林水産部	飯塚農林事務所	0	整備1課	飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎4F	4階	有
C-4	筑豊	県土整備部	飯塚県土整備事務所	0	総務課	飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎3階	3階	有
C-4	筑豊	教育庁	嘉穂総合高等学校	0	福岡県立嘉穂総合高等学校職員室	嘉穂郡桂川町大字土師1117-1	2階	有
D-4	筑豊	教育庁	東鷹高等学校	0	職員室	田川市大字伊田2362-3	2階	有
D-17	筑豊	教育庁	北九州教育事務所	0	北九州教育事務所執務室1階	直方市大字植木1047-1	1階	無

設置場所一覧（筑豊・カラー１）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カ-ド (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベ-ター の有無
F-7	筑豊	総務部	法務・県民情報課	0	筑豊県民情報コーナー	飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎 1 階	1	階	有
F-7	筑豊	総務部	田川県税事務所	0	田川県税事務所	田川市大字伊田 3 2 9 2-2 福岡県田川総合庁舎	2	階	有
F-7	筑豊	県土整備部	直方県土整備事務所	0	福智山ダム管理出張所	直方市大字頓野 2 0-4	2	階	無
F-7	筑豊	県土整備部	飯塚県土整備事務所	0	建築指導課	飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎 1 階	1	階	有
F-7	筑豊	教育庁	福岡県立稲築志耕館 高等学校	0	事務室	嘉麻市岩崎 1 3 1 8 番地 1	1	階	有
F-8	筑豊	福祉子ども政策部	田川児童相談所	0	田川児童相談所	田川市弓削田 1 8 8	1	階	無

設置場所一覧（筑豊・カラー２）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カ-ド (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベ-ター の有無
G-4	筑豊	教育庁	嘉穂高等学校（附属 中学校含む）	0	嘉穂高校附属中職員室	飯塚市潤野８番地１２ ※納品場所 階数が2階になる可能性有	1	階	有
G-5	筑豊	農林水産部	飯塚農林事務所	0	林業振興課	飯塚市新立岩８－１ 福岡県飯塚総合庁舎４F	4	階	有
G-10	筑豊	総務部	飯塚・直方県税事務所	0	飯塚・直方県税事務所	飯塚市新立岩８－１ 福岡県飯塚総合庁舎	1	階	有
G-10	筑豊	教育庁	田川科学技術高等学校	0	事務室	田川市糺１９００番地	1	階	無
G-11	筑豊	保健医療介護部	嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	0	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 別館	飯塚市新立岩８－１	2	階	無
G-11	筑豊	教育庁	嘉穂特別支援学校	0	福岡県立嘉穂特別支援学校	嘉麻市鴨生３２８－１	1	階	有
G-12	筑豊	教育庁	嘉穂東高等学校	0	福岡県立嘉穂東高等学校 事務室	飯塚市立岩１７３０－５	2	階	有

設置場所一覧（筑豊・カラー３）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベーター の有無
H-4	筑豊	県土整備部	飯塚県土整備事務所	0	総務課	飯塚市新立岩 8－1 福岡県飯塚総合庁舎 3 階	3	階	有
H-11	筑豊	県土整備部	飯塚県土整備事務所	0	道路維持課	飯塚市新立岩 8－1 福岡県飯塚総合庁舎 3 階	3	階	有
H-17	筑豊	人材育成・活躍推進 部労働政策局	田川高等技術専門学校	0	事務室	田川市大字糶 2 0 5 9	1	階	無

設置場所一覧（筑後・モノクロ）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベーター の有無
A-2	筑後	商工部	工業技術センター 生物食品研究所	0	工業技術センター 生物食品研究所	久留米市合川町 1 4 6 5 - 5	2 階	有
A-3	筑後	教育庁	九州歴史資料館	0	九州歴史資料館	小郡市三沢 5 2 0 8 - 3	2 階	有
A-3	筑後	教育庁	久留米高等学校	0	久留米高校進路指導室	久留米市西町 4 8 2 番地	1 階	有
A-3	筑後	教育庁	八女工業高等学校	0	八女工業高等学校 進路指導室	筑後市大字羽犬塚 3 0 1 - 4	1 階	無
A-3	筑後	教育庁	大川樟風高等学校	0	福岡県立大川樟風高等学校	大川市向島 1 3 8 2	2 階	有
A-4	筑後	農林水産部	筑後農林事務所	0	筑後農林事務所 図面焼室	筑後市大字和泉 6 0 6 - 1	3 階	無
A-7	筑後	総務部	久留米県税事務所	0	朝倉地区県税相談窓口	朝倉市甘木 2 0 1 4 - 1 (福岡県朝倉総合庁舎 1 階)	1 階	有
A-7	筑後	総務部	筑後県税事務所	0	筑後県税事務所	筑後市大字和泉 4 2 3	1 階	無
A-7	筑後	商工部	工業技術センター 生物食品研究所	0	工業技術センター 生物食品研究所	久留米市合川町 1 4 6 5 - 5	1 階	有
A-7	筑後	農林水産部	筑後川水系農地防災 センター	0	筑後川水系農地防災センター	久留米市津福本町 1 7 1 2 - 1	2 階	無
A-8	筑後	農林水産部	筑後農林事務所八女普 及指導センター	0	筑後農林事務所 八女普及指導センター	八女市大島 3 6 0	1 階	無
B-3	筑後	県土整備部	南筑後県土整備事務 所	0	会計係	大牟田市小浜町 2 4 - 1	3 階	有
B-3	筑後	教育庁	朝倉高等学校	0	事務室	朝倉市甘木 8 7 6	1 階	有
B-4	筑後	農林水産部	筑後農林事務所	0	筑後農林事務所 総務課	筑後市大字和泉 6 0 6 - 1	2 階	無
B-8	筑後	保健医療介護部	北筑後保健福祉環境 事務所	0	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 (社会福祉課)	久留米市合川町 1 6 4 2 - 1	3 階	有
B-8	筑後	農林水産部	筑後農林事務所	0	筑後農林事務所 森林土木課	筑後市大字和泉 6 0 6 - 1	2 階	無
B-8	筑後	農林水産部	筑後農林事務所南筑後 普及指導センター	0	筑後農林事務所 南筑後普及指導センター	みやま市瀬高町下庄 8 0 0 - 7	1 階	無
C-3	筑後	総務部	久留米県税事務所	0	久留米県税事務所	久留米市合川町 1 6 4 2 番地 1	4 階	有
C-3	筑後	教育庁	福島高等学校	0	職員室	八女市吉田 1 5 8 1 - 2	1 階	無
C-4	筑後	保健医療介護部	北筑後保健福祉環境 事務所	0	北筑後保健福祉環境事務所朝 倉本庁舎 (健康増進課)	朝倉市甘木 2 0 1 4 - 1	2 階	有
C-4	筑後	保健医療介護部	北筑後保健福祉環境 事務所	0	北筑後保健福祉環境事務所朝 倉本庁舎 (保健衛生課)	朝倉市甘木 2 0 1 4 - 1	1 階	有
C-4	筑後	農林水産部	筑後家畜保健衛生所	1	筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉 6 0 6 - 1 ※R9. 3月 みやま市移転予定 (詳細未定)	1 階	無
C-4	筑後	教育庁	南筑後教育事務所	0	南筑後教育事務所	筑後市大字和泉 4 2 3	1 階	無
C-4	筑後	教育庁	明善高等学校	0	定時制職員室	久留米市城南町 9 - 1	2 階	有
C-4	筑後	教育庁	小郡高等学校	0	小郡高等学校 みらい創造コース職員室	小郡市三沢 5 1 2 8 - 1	1 階	無
C-7	筑後	保健医療介護部	南筑後保健福祉環境 事務所	0	南筑後保健福祉環境事務所本 庁舎	柳川市三橋町今古賀 8 - 1	2 階	有
D-4	筑後	教育庁	久留米高等学校	0	久留米高校職員室	久留米市西町 4 8 2 番地	2 階	有
D-17	筑後	県土整備部	八女県土整備事務所	0	八女県土整備事務所	八女市本村 2 5	3 階	有
E-5	筑後	教育庁	小郡高等学校	0	小郡高等学校 職員室	小郡市三沢 5 1 2 8 - 1	2 階	有
E-6	筑後	教育庁	明善高等学校	0	全日制職員室	久留米市城南町 9 - 1	2 階	有

設置場所一覧（筑後・カラー1）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピー カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベーター の有無
F-1	筑後	教育庁	九州歴史資料館	0	九州歴史資料館	小都市三沢5208-3	2階	有
F-3	筑後	総務部	筑後県税事務所	0	筑後県税事務所	筑後市大字和泉423	1階	無
F-3	筑後	福祉子ども政策部	大牟田児童相談所	0	大牟田児童相談所保護棟	大牟田市西浜田町4-1	1階	無
F-3	筑後	商工部	工業技術センター 生物食品研究所	5	工業技術センター 生物食品研究所	久留米市合川町1465-5	1階	有
F-3	筑後	農林水産部	筑後川水系農地防災 センター	0	筑後川水系農地防災センター	久留米市津福本町1712-1	2階	無
F-3	筑後	農林水産部	農林業総合試験場資源 活用研究センター	0	農林業総合試験場資源活用研 究センター	久留米市山本町豊田1438-2	1階	無
F-3	筑後	教育庁	八女農業高等学校	0	八女農業高校事務室	八女市本町2-160	1階	無
F-3	筑後	教育庁	浮羽工業高等学校	0	定時制職員室	久留米市田主丸町田主丸395-2	2階	有
F-3	筑後	教育庁	大川樟風高等学校	0	福岡県立大川樟風高等学校	大川市向島1382	2階	有
F-3	筑後	教育庁	久留米聴覚特別支援 学校	0	福岡県立久留米聴覚特別支援 学校 事務室	久留米市高良内町2935	1階	有
F-4	筑後	保健医療介護部	北筑後保健福祉環境 事務所	0	北筑後保健福祉環境事務所久 留米分庁舎（環境課）	久留米市合川町1642-1	3階	有
F-4	筑後	福祉子ども政策部	久留米児童相談所	0	久留米児童相談所 里親施設課事務室	久留米市津福本町281	2階	無
F-4	筑後	商工部	工業技術センター インテリア研究所	0	工業技術センター インテリア研究所	大川市大字上巻405-3	2階	無
F-4	筑後	農林水産部	朝倉農林事務所	0	朝倉農林事務所	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎	3階	有
F-4	筑後	農林水産部	筑後川水系農地防災 センター	0	筑後川水系農地防災センター	久留米市津福本町1712-1	1階	無
F-4	筑後	県土整備部	南筑後県土整備事務 所	0	道路課	大牟田市小浜町24-1	3階	有
F-7	筑後	総務部	法務・県民情報課	0	筑後県民情報コーナー	久留米市合川町1642-1 福岡県久留米総合庁舎1階	1階	有
F-7	筑後	総務部	大牟田県税事務所	0	大牟田県税事務所	大牟田市小浜町24-1	1階	有
F-7	筑後	人材育成・活躍推進 部	筑後労働者支援事務 所	0	筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 福岡県久留米総合庁舎	1階	有
F-7	筑後	農林水産部水産局	水産海洋技術セン ター有明海研究所	0	有明海研究所	柳川市吉富町728-5	2階	無
F-7	筑後	農林水産部水産局	水産海洋技術セン ター内水面研究所	0	内水面研究所	朝倉市山田2449	1階	無
F-7	筑後	県土整備部	朝倉県土整備事務所	0	朝倉県土整備事務所 建築指導課	朝倉市甘木2014-1	2階	有
F-7	筑後	教育庁	三井高等学校	2	事務室	小都市松崎650番地	1階	有
F-7	筑後	教育庁	三池高等学校	0	三池高等学校	大牟田市大字草木245	1階	有
F-7	筑後	教育庁	八女工業高等学校	0	八女工業高等学校 事務室	筑後市大字羽犬塚301-4	1階	無
F-7	筑後	教育庁	朝倉東高等学校	0	事務室	朝倉市甘木116-2	1階	無
F-7	筑後	教育庁	朝倉光陽高等学校	0	事務室	朝倉市杷木古賀1765	1階	無
F-7	筑後	教育庁	田主丸特別支援学校	0	田主丸特別支援学校	久留米市田主丸町石垣1190-1	1階	有
F-8	筑後	商工部	久留米中小企業振興 事務所	0	久留米中小企業振興事務所	久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階	3階	有
F-8	筑後	農林水産部	筑後農林事務所	0	筑後農林事務所 総務課	筑後市大字和泉606-1	2階	無
F-8	筑後	農林水産部	筑後家畜保健衛生所	1	筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉606-1※R9.3月 みやま市移転予定（詳細未定）	1階	無
F-8	筑後	県土整備部	南筑後県土整備事務 所	0	柳川支所 庶務課	柳川市三橋町今古賀8-1	2階	有
F-8	筑後	県土整備部	南筑後県土整備事務 所	0	三池港管理出張所	大牟田市新港町1	1階	有

設置場所一覧（筑後・カラー２）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数		エレベ-ター の有無
G-4	筑後	農林水産部	朝倉農林事務所	0	朝倉農林事務所	朝倉市甘木２０１４－１ 福岡県朝倉総合庁舎	3	階	有
G-4	筑後	県土整備部	久留米県土整備事務所	0	久留米県土整備事務所	久留米市合川町１６４２－１ (久留米総合庁舎)	2	階	有
G-5	筑後	農林水産部	筑後農林事務所南筑後普及指導センター	0	筑後農林事務所南筑後普及指導センター	みやま市瀬高町下庄８００－７	1	階	無
G-10	筑後	総務部	久留米県税事務所	0	久留米県税事務所	久留米市合川町１６４２－１	4	階	有
G-10	筑後	農林水産部	朝倉農林事務所	0	朝倉農林事務所	朝倉市甘木２０１４－１ 福岡県朝倉総合庁舎	4	階	有
G-10	筑後	教育庁	伝習館高等学校	0	事務室	柳川市本町１４２	1	階	有
G-10	筑後	教育庁	福島高等学校	0	事務室	八女市吉田１５８１－２	1	階	無
G-11	筑後	教育庁	明善高等学校	0	事務室	久留米市城南町９－１	1	階	有
G-11	筑後	教育庁	小郡特別支援学校	0	事務室	小郡市下岩田２３４１－３	1	階	有
G-12	筑後	農林水産部	筑後農林事務所	0	筑後農林事務所 農業振興課	筑後市大字和泉６０６－１	1	階	無

設置場所一覧（筑後・カラー３）

機種 番号	地区	所属部名	所属名	コピ- カード (枚)	設置場所	設置場所住所	設置場所 階数	エレベ-ター の有無
H-4	筑後	教育庁	三池工業高等学校	0	福岡県立三池工業高等学校	大牟田市上官町４－７７	2階	無
H-4	筑後	教育庁	輝翔館中等教育学校	0	輝翔館中等教育学校 職員室	八女市黒木町桑原１０－２	1階	無
H-5	筑後	人材育成・活躍推進 部労働政策局	久留米高等技術専門 校	0	久留米高等技術専門校	久留米市合川町１７８６番２	1階	有
H-5	筑後	県土整備部	久留米県土整備事務 所	0	久留米県土整備事務所	久留米市合川町１６４２－１ (久留米総合庁舎)	2階	有
H-5	筑後	県土整備部	久留米県土整備事務 所	0	久留米県土整備事務所	久留米市合川町１６４２－１ (久留米総合庁舎)	2階	有
H-10	筑後	県土整備部	朝倉県土整備事務所	0	朝倉県土整備事務所 道路課	朝倉市甘木２０１４－１	4階	有
H-10	筑後	県土整備部	朝倉県土整備事務所	0	朝倉県土整備事務所 災害事業室	朝倉市甘木２０１４－１	1階	有
H-10	筑後	教育庁	柳河特別支援学校	0	柳河特別支援学校	柳川市三橋町今古賀１７０	2階	有
H-11	筑後	保健医療介護部	南筑後保健福祉環境 事務所	0	南筑後保健福祉環境事務所本 庁舎	柳川市三橋町今古賀８－１	1階	有
H-16	筑後	教育庁	朝倉東高等学校	0	職員室	朝倉市甘木１１６－２	2階	無
H-17	筑後	農林水産部	朝倉農林事務所	0	朝倉農林事務所	朝倉市甘木２０１４－１ 福岡県朝倉総合庁舎	3階	有
H-17	筑後	県土整備部	久留米県土整備事務 所	0	久留米県土整備事務所	久留米市合川町１６４２－１ (久留米総合庁舎)	2階	有
H-23	筑後	農林水産部	朝倉農林事務所	0	朝倉農林事務所	朝倉市甘木２０１４－１ 福岡県朝倉総合庁舎	3階	有
H-23	筑後	県土整備部	南筑後県土整備事務 所	0	総務係	大牟田市小浜町２４－１	3階	有

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

1. 複写サービスに係る単価契約（知事・教育）の入札及び見積に関すること。
2. 保証金又は保証物の納付ならびに還付請求及び領収に関する事務。

名簿登載者から入札担当者への委任状（様式例）

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（委任者）

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

（委任事項）

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）の入札及び見積に関すること。
保証金又は保証物の納付ならびに還付請求及び領収に関する事務。

- 1 資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。
（本社で登載の場合は代表取締役等、支店等で登載の場合は支店長等名）。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

入札書の記入方法について

入札書について

- 1 頭金額の欄（左上の¥マークが付いている欄）に入札書内訳書の合計金額（税抜き）を記入してください。
- 2 くじ番号として、任意の3桁の数字を記入してください。
- 3 日付、住所及び氏名を記入してください。
 - （1）日付
入札書の提出日を記入してください。開札日を記入すると無効になります。
 - （2）住所
福岡県の競争入札参加資格者名簿に登録されている住所を記入してください。本社で登録されている場合は、本社の住所を、支店長に委任している場合は、支店で登録されていますので、支店の住所を記入してください。
 - （3）氏名
福岡県の競争入札参加資格者名簿に登録されている会社名と代表者名を記入してください。本社で登録されている場合は、会社名と代表取締役の氏名を、支店長に委任している場合は、支店と支店長名で登録されていますので、支店名と支店長名を記入してください。
今回の入札を代理人（入札担当者）に行わせる場合は、代理人（入札担当者）の氏名も記入し、併せて委任状（別紙様式例参照）も提出してください。
- 4 入札書の下欄は請書になりますので、記入しないでください。

入札書内訳書について

- 1 規格（機種番号）毎に単価と金額を記入してください。金額は、使用見込枚数と単価を乗じた額を記入してください。
例）使用見込枚数 100,000 枚、単価 5 円の場合
単価の欄には「5.00」と記入し、金額欄には「500,000」と記入してください。
- 2 全機種まとめて入札しますので、すべての規格（機種番号）について、記入してください。
- 3 合計欄にすべての規格（機種番号）の金額の合計金額を記入してください。

割り印について

入札書と入札書内訳書をホッチキス留めし、割り印を押してください。

入 札 書（ 見 積 書 ）（ 請 書 ）

くじ番号		

No.

¥

納 期 限	令和9年2月下旬(予定)～ 令和13年3月31日		納 入 先	別紙設置場所一覧のとおり	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
複写サービスに係る 単価契約(知事・教育)	別紙内訳書のとおり				
合 計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住 所

氏 名

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の
代金の3パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合におい
て、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反
する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」とい
う。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納
付命令が確定したとき。
(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定
による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額
の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同
様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求す
ることについて異議ありません。

8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を直ちに解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。

3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

くじ番号を必ず記入してください。記入がないと無効となります。

【記入例】

くじ番号

入札書（見積書）（

¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇-

←入札金額（税抜き、訂正不可）

No.

納 期 限	令和9年2月下旬(予定)～ 令和13年3月31日		納 入 先		別紙設置場所一覧のとおり	
品 名		規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
複 写 サ ー ビ ス に 係 る 単 価 契 約 (知 事 ・ 教 育)		別紙内訳書のとおり				
合 計		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇				

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→ 令和 年 月 日

福岡県知事殿

入札参加資格者名簿に登録されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

住所

福岡市博多区〇〇〇〇〇
●●●●●●●●●●(株)

氏名

代表取締役 △△△△△

↑ 押印不要

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- ↓これより下は記入しないこと

【 記 入 例 】

くじ番号を必ず記入してください。記入がないと無効となります。

くじ番号		

入 札 書 (見 積 書)

¥○○,○○○,○○○-

←入札金額(税抜き、訂正不可)

No.

納 期 限	令和9年2月下旬(予定)～ 令和13年3月31日		納 入 先	別紙設置場所一覧のとおり	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
複 写 サービスに係る 単価契約(知事・教育)	別紙内訳書のとおり				
合 計	○○,○○○,○○○				

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事殿

入札書提出日→ 令和 年 月 日

法人の支店が名簿に登録されており、支店長以外の者が入札する場合の記入例

住 所 福岡市博多区○○○○○
●●●●●●●● (株) 福岡支店
支店長 △△△△△

氏 名 代理人 ■■ ■■■■

↑ 押印不要

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書の裏面（この用紙）については、入札書と両面印刷するか、入札書に糊又はホチキスで綴じてください。

【 記 入 例 】

※ 裏面は記入しないでください。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を直ちに解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書内訳書(本庁・モノクロ)

	品名	機種番号	モノクロ		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	A-2	14,800		
2	複写サービス	A-3	2,800		
3	複写サービス	A-4	21,600		
4	複写サービス	A-8	301,600		
5	複写サービス	B-4	1,708,800		
6	複写サービス	B-8	613,200		
7	複写サービス	C-4	2,140,400		
8	複写サービス	D-5	2,146,000		
9	複写サービス	D-6	918,000		
10	複写サービス	D-11	1,000,000		
11	複写サービス	D-23	936,800		
12	複写サービス	E-5	2,692,800		
13	複写サービス	E-12	1,021,600		
14	複写サービス	E-23	1,687,600		
				モノクロ計	

入札書内訳書(本庁・カラー1)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	F-3	218,800			106,400		
2	複写サービス	F-4	358,400			645,600		
3	複写サービス	F-7	320,000			249,200		
4	複写サービス	F-8	763,600			795,600		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(本庁・カラー2)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	G-5	271,200			461,600		
2	複写サービス	G-10	649,600			183,200		
3	複写サービス	G-11	496,400			306,800		
4	複写サービス	G-12	255,600			441,200		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(本庁・カラー3)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	H-5	2,877,600			1,886,000		
2	複写サービス	H-6	2,596,800			1,213,200		
3	複写サービス	H-11	806,400			882,800		
4	複写サービス	H-12	1,958,000			1,546,400		
5	複写サービス	H-17	9,819,200			7,771,200		
6	複写サービス	H-18	3,774,400			2,439,600		
7	複写サービス	H-23	1,827,600			2,069,200		
8	複写サービス	H-24	2,361,200			1,904,000		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(福岡・モノクロ)

	品名	機種番号	モノクロ		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	A-3	484,400		
2	複写サービス	A-4	213,200		
3	複写サービス	A-7	133,600		
4	複写サービス	B-3	1,640,000		
5	複写サービス	B-4	1,206,800		
6	複写サービス	B-7	911,600		
7	複写サービス	C-3	3,901,600		
8	複写サービス	C-4	682,800		
9	複写サービス	C-7	510,800		
10	複写サービス	C-8	669,600		
11	複写サービス	D-2	1,414,400		
12	複写サービス	D-4	2,120,800		
13	複写サービス	D-5	5,223,200		
14	複写サービス	D-10	1,285,600		
15	複写サービス	D-11	3,343,200		
16	複写サービス	E-4	4,047,200		
17	複写サービス	E-5	1,794,400		
				モノクロ計	

入札書内訳書(福岡・カラー1)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	F-3	899,200			152,400		
2	複写サービス	F-4	1,408,000			381,600		
3	複写サービス	F-7	1,778,800			304,000		
4	複写サービス	F-8	2,187,200			776,800		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(福岡・カラー2)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	G-4	1,162,000			300,400		
2	複写サービス	G-5	405,600			234,400		
3	複写サービス	G-6	435,600			458,000		
4	複写サービス	G-10	2,882,800			220,000		
5	複写サービス	G-11	1,410,400			522,000		
				モノクロ計		カラー計		

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(福岡・カラー3)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	H-4	5,043,200			393,200		
2	複写サービス	H-5	4,512,400			2,173,600		
3	複写サービス	H-6	1,179,600			658,800		
4	複写サービス	H-16	848,000			168,000		
5	複写サービス	H-23	560,400			17,200		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(北九州・モノクロ)

	品名	機種番号	モノクロ		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	A-3	96,000		
2	複写サービス	A-5	2,400		
3	複写サービス	A-7	489,600		
4	複写サービス	B-3	938,400		
5	複写サービス	B-4	1,299,600		
6	複写サービス	B-7	1,333,600		
7	複写サービス	B-8	418,000		
8	複写サービス	D-4	3,903,200		
9	複写サービス	D-5	3,155,600		
10	複写サービス	D-16	1,204,800		
11	複写サービス	E-4	7,774,000		
12	複写サービス	E-12	1,821,200		
				モノクロ計	

入札書内訳書(北九州・カラー1)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	F-3	254,400			10,400		
2	複写サービス	F-7	1,694,400			148,400		
3	複写サービス	F-8	1,303,200			261,200		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(北九州・カラー2)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	G-4	506,400			139,200		
2	複写サービス	G-5	420,400			312,400		
3	複写サービス	G-6	513,200			53,600		
4	複写サービス	G-10	1,705,200			765,600		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(北九州・カラー3)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	H-4	1,594,800			1,055,200		
2	複写サービス	H-6	892,800			239,600		
3	複写サービス	H-11	508,000			378,000		
4	複写サービス	H-12	2,267,200			150,800		
5	複写サービス	H-16	1,797,600			536,400		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(筑豊・モノクロ)

	品名	機種番号	モノクロ		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	A-3	35,200		
2	複写サービス	A-4	60,000		
3	複写サービス	A-7	2,000		
4	複写サービス	B-3	486,000		
5	複写サービス	B-7	609,600		
6	複写サービス	C-3	1,422,000		
7	複写サービス	C-4	1,507,600		
8	複写サービス	D-4	865,200		
9	複写サービス	D-17	1,454,400		
				モノクロ計	

入札書内訳書(筑豊・カラー1)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	F-7	988,000			202,400		
2	複写サービス	F-8	492,800			53,200		
				モノクロ計		カラー計		
								合計 (モノクロ+カラー)

入札書内訳書(筑豊・カラー2)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	G-4	611,200			78,000		
2	複写サービス	G-5	348,000			263,600		
3	複写サービス	G-10	1,136,800			21,200		
4	複写サービス	G-11	1,046,800			335,600		
5	複写サービス	G-12	569,600			29,200		
				モノクロ計			カラー計	

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(筑豊・カラー3)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	H-4	786,400			427,200		
2	複写サービス	H-11	416,800			509,200		
3	複写サービス	H-17	661,600			180,000		
				モノクロ計		カラー計		

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(筑後・モノクロ)

	品名	機種番号	モノクロ		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	A-2	25,200		
2	複写サービス	A-3	457,200		
3	複写サービス	A-4	6,000		
4	複写サービス	A-7	332,400		
5	複写サービス	A-8	10,000		
6	複写サービス	B-3	506,800		
7	複写サービス	B-4	206,000		
8	複写サービス	B-8	1,004,000		
9	複写サービス	C-3	924,000		
10	複写サービス	C-4	4,119,200		
11	複写サービス	C-7	598,000		
12	複写サービス	D-4	1,337,200		
13	複写サービス	D-17	673,600		
14	複写サービス	E-5	2,251,600		
15	複写サービス	E-6	1,761,200		
				モノクロ計	

入札書内訳書(筑後・カラー1)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	F-1	39,600			800		
2	複写サービス	F-3	2,016,800			273,200		
3	複写サービス	F-4	1,393,600			766,000		
4	複写サービス	F-7	3,125,200			262,000		
5	複写サービス	F-8	1,262,400			519,600		
				モノクロ計		カラー計		

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(筑後・カラー2)

	品名	機種番号	モノクロ			カラー		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	G-4	748,000			598,000		
2	複写サービス	G-5	505,600			166,400		
3	複写サービス	G-10	1,681,600			412,800		
4	複写サービス	G-11	1,278,000			112,800		
5	複写サービス	G-12	634,800			213,200		
				モノクロ計		カラー計		

合計 (モノクロ+カラー)	
------------------	--

入札書内訳書(筑後・カラ-3)

	品名	機種番号	モノクロ			カラ-		
			使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	使用見込枚数	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
1	複写サービス	H-4	2,329,200			468,000		
2	複写サービス	H-5	2,157,200			1,376,800		
3	複写サービス	H-10	1,526,800			1,067,600		
4	複写サービス	H-11	1,192,000			399,600		
5	複写サービス	H-16	711,600			207,200		
6	複写サービス	H-17	1,304,800			971,600		
7	複写サービス	H-23	1,264,400			788,400		
				モノクロ計			カラ-計	

合計 (モノクロ+カラ-)	
------------------	--

機 能 証 明 書

福岡県総務部総務事務厚生課長 殿

令和 年 月 日

会 社 名

代表者名

この度、複写サービスに係る単価契約（知事・教育）の入札に関し、下表の製品が仕様書の機能を満たすことを別紙のとおり証明します。

また、次の事項についても仕様書の要件を満たすことを誓います。

- ・デジタル複合機
- ・古紙パルプ配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。
- ・片面使用済みの紙の裏紙使用ができること。

機種番号（ ）（ 台）

メーカ ー 名	
製 品 名	

機能証明書別紙

基本機能		カタログ等 掲載ページ	標準	オプション	オプション名・型番
機能	コピー機能				
	ネットワークプリンタ機能・ネットワークスキャナ機能・FAX機能が付加できること。				
	FAX文書は、専用トレイへ出力できること。				
	省エネモードを有し、省エネモード時にもプリンタ・FAXは出力できること。				
	割り込み機能を有すること。				
	コピー枚数を管理する機能を付加した機種については、カード毎のコピー枚数の集計ができること。				
	全ての用紙サイズにおいて、2部以上コピーする場合、交互に仕分けして出力が可能であること。				
その他	グリーン購入法適合製品であること。				

コピー機能		カタログ等 掲載ページ	標準	オプション	オプション名・型番
解像度	600dpi以上				
階調	256階調相当以上				
給紙トレイ	4段(各トレイ500枚以上、B5・A4・B4・A3サイズの用紙に対応)＋手差し				
大容量トレイ	機種区分D・E・Hは4,000枚以上給紙できること。 ただし、本体給紙トレイ(手差しは除く)と合わせて5,500枚以上給紙できれば、大容量トレイの容量が4,000枚に満たなくともよい。				
複写サイズ	最大A3サイズまで対応				
複写倍率	25～400%				
機能	両面コピー機能を有すること。				
	自動両面原稿送り装置を有すること。				
	回転コピー・回転縮小コピー機能を有すること。				
	集約印刷(複数のページを1枚に集約して印刷)機能を有すること。				
	ソート機能を有すること。				
	ステイプル機能(A4サイズ50枚以上、1カ所及び2カ所綴じ)を付加できること。				
	機種区分D・E・G・Hは、中とじステイプル機能(15枚以上、センター2カ所綴じ)を付加できること。				

ネットワークプリンタ機能		カタログ等 掲載ページ	標準	オプション	オプション名・型番
プロトコル	TCP/IP				
インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tの自動切替機能を持つネットワークインターフェイスを有すること。				
解像度	600dpi以上				
対応OS	windows10/11				
機能	パソコンからネットワーク経由で直接プリントできること。				
	機種区分D・Eは、パスワードによるプリントアウトが可能なこと。				
	自動両面印刷機能(パソコンから印刷指示できること)を有すること。				
	プリンタドライバの設定で、印字位置の調整が縦・横方向それぞれ0.5mm以下の単位でできること。				
	県が指定するレターサイズ(8.5×11")の用紙を手差しから取り込み、OCR-Bフォントを含むデータを印字できること。				

機能証明書別紙

ネットワークスキャナ機能		カタログ等 掲載ページ	標準	オプション	オプション名・型番
プロトコル	TCP/IP				
インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tの自動切替機能を持つネットワークインターフェイスを有すること。				
解像度	600dpi以上				
出力フォーマット	PDF・JPEG・TIFF				
対応OS	windows10/11				
スキャンデータのパソコンへの取り込み	スキャンデータは、デジタル複合機内蔵のHDDまたはメモリ(SSD含む)へ保存して、Webブラウザまたは専用ソフト(ライセンスフリーで無償提供すること。)により、パソコンに取り込む。この場合、パスワードによる保護が可能であること。				
その他	ネットワークTWAINに対応していること。 ストレージ内のスキャンデータの保存期間については、県が指定する期間で設定のうえ納品すること。				

FAX機能		カタログ等 掲載ページ	標準	オプション	オプション名・型番
規格	スーパーG3規格準拠				
送信原稿サイズ	最大A3				
記録紙サイズ	B5,A4,B4,A3				
機能	メモリー送信機能を有していること。				
	回転受信機能を有していること。				
	順次同報送信を有していること。				
	短縮ダイヤル機能を有していること。				
	グループ送信機能を有していること。				
	ネットワークプリンタ機能がある場合は、パソコンから直接FAXができること。				
	自動リダイヤル機能を有していること。				
	未送信レポートを印刷出力できること。				
	宛先登録が200件以上できること。				

- ※ 機能が確認できる資料(カタログ等)の該当部分をマーカー又は枠囲みし、機能証明書と併せて提出してください。そのページで確認できるかが分かるように掲載ページを記入してください。
- ※ 機能が標準かオプションか該当する方に○印を記入してください。
- ※ オプションの場合は、必要なオプション名と型番を記入してください。

保守サービス拠点一覧

社名 :

No	営業所・会社等名	所在地	貴社との 関係	主なサービス エリア	人数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※ 「営業所・会社名等」の欄には、保守業務を行う拠点を記入してください。貴社の営業所の場合は、■■営業所と記入してください。保守業務を委託する場合は、委託先の会社名を記入してください。

※ 「貴社との関係」は、自社営業所、関連会社、あるいは提携先会社等の表現で結構です。

※ 「主なサービスエリア」は市町名、あるいは地域名(■■地区、■■市周辺など)で結構です。

※ 「人数」は、その拠点において保守業務を行う社員等の人数を記入してください。

複写サービスに係る単価契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により複写サービスの提供に関する契約及び物品の単価契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が発注者に対して行う複写サービス（複写機等の貸与、複写機等の保守、消耗品（用紙及びステープル針を除く。以下同じ。）の円滑な供給及び複写機の適切な操作方法の指導をいう。）の提供に関する単価契約を締結するに当たり必要な事項を定めるものである。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、令和 年 月及び令和 年 月については、更新する複写機の搬出入作業等に伴い、契約期間初日から又は契約期間満了日まで設置しない場合がある。

（契約単価）

第3条 複写サービスに係る契約単価は、別紙1のとおりとする。ただし、当該単価には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。
2 当該単価には、複写サービスの提供に要する全ての費用を含むものとする。ただし、用紙及びステープル針の費用は除くものとする。

（契約保証金）

第4条 福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（設置場所）

第5条 第3条に定める複写サービスに係る契約単価の適用を受ける発注者の所属（本庁の各課（室）及び出先機関をいう。以下同じ。）及び設置場所は別紙2のとおりとする。
2 発注者は前項で定めた設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知し受注者の承認を得なければならない。この場合、複写機の移設は受注者が実施する。
3 契約開始時の複写機の搬入設置、契約満了に伴う撤去に要する費用は、受注者の負担とする。
4 複写機の設定仕様については、別紙3に定めるところによる。

（複写機の増減等）

第6条 契約締結後最初の1年が経過する前に発注者の機構改革等により新たに所属が設置された場合及び複写機の増設の必要が生じた場合は、協議の上、新設所属等に複写機を設置するものとする。この場合本契約の効果が全て及ぶものとし、複写サービス料金は本契約の単価を適用するものとする。
2 契約期間中、発注者の機構改革等により、複写機を移設する必要が生じた場合及び撤去する必要が生じた場合は、発注者はあらかじめ受注者に通知し、当該費用については受注者と発注者協議の上決定する。

（料金の請求）

第7条 受注者は、毎月末日において設置所属の職員の確認を受けて複写等の枚数を算出し、当該枚数に契約単価を乗じて得た金額（円未満の端数は切り捨てる。）に、消費税及び地方消費税の額を加算した額

(円未満の端数は切り捨てる。)を発注者に請求するものとし、当該請求書を発注者の各設置所属に提出するものとする。

- 2 受注者は、複写機の点検と調整のために使用した複写及び受注者の責めに帰すべき原因で不良の複写が生じたときは、その複写枚数を前項の複写枚数から除くものとする。

(料金の支払)

- 第8条 発注者は、受注者から前条による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に複写サービス料金を支払わなければならない。

(複写サービス品質の保持義務)

- 第9条 受注者は、発注者に対し、常に良質な複写サービスを提供するよう努めなければならない。

(複写機の保守)

- 第10条 受注者は、発注者が複写機を常に良質な複写サービスを受けられるように、必要に応じて受注者の技術員(受注者が指定する技術員を含む。以下同じ。)を設置場所に派遣し、複写機の点検及び調整を行うものとする。また、必要な消耗品を円滑に供給するものとする。
- 2 複写機に故障又は障害が発生した場合は、受注者は発注者の連絡から概ね1時間以内に受注者の技術員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 受注者の作業の実施は、発注者の所属の開庁日の時分から時分までに行い、その費用は受注者が負担するものとする。なお、本項に規定する作業実施時間外に作業する必要がある場合は、当該複写機設置場所の担当者との協議の上実施する。
- 4 複写機の故障頻度が高い等、発注者の業務に支障を来す恐れがある場合は、発注者受注者協議の上、受注者は複写機を交換するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、保守サービス等については別紙4のとおりとする。

(複写機及び消耗品の所有権)

- 第11条 複写機及び消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。
- 2 発注者は、複写機及び消耗品が受注者の所有であることを示す表示等をき損するなど複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

(複写機及び消耗品の返還)

- 第12条 第2条及び第15条によりこの契約が終了した場合、発注者は複写機及び消耗品を速やかに受注者に返還しなければならない。

(保険)

- 第13条 受注者は、受注者の負担において複写機に、契約期間中継続して動産総合保険に加入するものとし、発注者は、盗難等の事故が生じたときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

(契約不適合責任)

- 第14条 発注者は、納入された複写機等が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するもの

でないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の全部の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会から契約を破棄すべき旨の提案があったとき。
- (8) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為

(受注者を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

4 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前二条に定める事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第20条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、本契約において発注者が示した予定使用枚数と既使用枚数との差に、別紙1記載の単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

第21条 受注者は、第16条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、別紙1記載の単価に、本契約において発注者が示した4年間の使用見込枚数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合

で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

3 受注者は、発注者が故意又は重過失によって、複写機に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求することができる。

4 前項の場合において、動産総合保険で補てんされた損害に対しては前項の規定にかかわらず、受注者は発注者に請求しないものとする。

（契約不適合責任期間）

第 23 条 受注者が、複写機等に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（機密の保持）

第 24 条 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（業務の調査）

第 25 条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の履行場所、受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（補則）

第 26 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）その他日本国の法令及び福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）の定めるところによる。

（協議）

第 27 条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎 印

受注者 印

- 別紙 1 契約単価表
- 別紙 2 設置場所一覧
- 別紙 3 設定仕様書
- 別紙 4 保守サービス等仕様書

別紙1 契約単価表

[illegible]

別紙2 設置場所一覧 (〇〇・〇〇〇〇)

[illegible]

別紙 3 設定仕様書

1 複写機の搬入について

- (1) 県が指定する場所に搬入設置すること。
- (2) 搬入設置の時期は受注者が各所属と協議するものとする。
- (3) 搬入設置に要する費用は受注者の負担とする。

2 複写機の各種設定について

- (1) 複写機は、県が指定する期間内に設置を行い動作確認を終了すること。なお、契約上選択している各種付加機能について、複写機を設置する際に設定しない場合は、所属の指示する時期に設定作業及び動作確認を行うこと。
- (2) 複写機のネットワーク接続を行うこと。
- (3) ネットワーク設定については別途指示により行うものとする。
- (4) 複写機と情報コンセント等を結ぶLANケーブルは受注者の負担とする。ただし、既設ケーブルの使用は可とする。
- (5) FAX機能を有する場合、設置所属が希望する場合は指定する宛先の登録を行うこと。ただし、登録件数が多い場合は、登録作業について設置所属と協議の上、柔軟な対応をすること。また、登録する時期については、設置所属と協議すること。

3 ネットワークに接続された複写機を利用するパソコンの設定について

- (1) 各種ドライバ及びユーティリティソフト並びにインストール・設定マニュアルは日本語で提供し、ライセンスフリーであること。
- (2) プリンタドライバ・スキャナドライバ（ユーティリティソフト）等のインストール及び設定を各所属1台分に行い動作確認を行うこと。

情報政策課から各所属に配付されたパソコンに、プリンタドライバ以外のソフトウェアをインストールする場合は、管理者権限によりインストールを制限しているため、情報政策課と協議の上、決定した日時に行うこと。
- (3) 2台目以降のインストール及び設定については、原則として設置所属の職員が行うこととするが、各所属の要求に応じ指導・助言を随時実施すること。

必要に応じて、ソフトウェアのインストールや設定の手順書、操作方法のマニュアル等を用意すること。

別紙 4 保守サービス等仕様書

1 複写機の整備及び保守について

- (1) 受注者は、発注者が複写機を常時正常な状態で使用できるように点検及び調整を必要に応じて実施すること。
- (2) 故障及び障害が発生した場合は、発注者の通報から概ね 1 時間以内に技術員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) ドラム等の定期保守部品等については、複写サービスの品質維持のため、必要に応じて取り替えること。
- (4) 保守作業を行った場合は、受注者の保守点検様式により結果を設置所属に報告し係員の確認を受けること。
- (5) インターネットを除く公衆回線を利用したオンライン保守・点検（以下「リモート管理サービス」という。）を希望する場合は発注者と協議することとし、その際の費用は全て受注者の負担とする。なお、リモート管理サービス※は外部からのアクセスができないシステムであること。

※「リモート管理サービス」とは、カウンタの検針、故障、消耗品等の情報をメーカーに自動通知する次の仕様を満たしたシステムをいう。

- ①HTTPS による SSL 暗号化を使用した通信であること。
 - ②県の Proxy を利用して通信できること。
 - ③通信は、複写機側から発信するものであること。
 - ④NTP/SNTP による時刻動機が可能であること。
 - ⑤通信時刻の個別設定など、複数台からの通信を分散できること。
 - ⑥個人情報収集しないこと。
 - ⑦通信先は必要なセキュリティを確保し、収集したデータを用途外に使用しないこと。
- (6) 受注者は、設置所属から機器の設定や操作方法について質問があった場合、指導・助言を行うこと。また、複写機の付加機能を十分に活用できるよう必要に応じて、ソフトウェアのインストールや設定の手順書、操作方法のマニュアル等を用意すること。

2 料金請求時のロスコピーの調整

受注者は、複写機の保守に当たって当該複写機の点検と調整のために使用した複写及び受注者の責めに帰すべき原因で不良の複写が生じたときは、当該複写枚数を 1 か月間の総複写サービスの枚数から除くものとする。

3 コピーカード及びカードリーダー

コピーカード(複写枚数を管理するためのカード)が必要な所属については、受注者の負担によりカードリーダー(複写枚数を管理する装置)を装備し、コピーカードを必要枚数貸与すること。なお、コピーカードの破損等については、受注者の負担により補充すること。

4 トナーカートリッジ

受注者は、カートリッジを不足しないように補充し、使用済みカートリッジは回収すること。

5 使用状況の報告

受注者は、設置所属及び機種毎の使用枚数（カラー複写機は、モノクロとカラーの使用枚数を別に）及び請求額を、総務事務厚生課調達班に、毎月報告すること。

6 撤去時のデータ消去

受注者は、複写機を撤去する場合、受注者の負担により、複写機内のハードディスク等の残存データの消去を速やかに実施し復元できないようにすること。また、作業完了後、証明書を提出すること。

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 複写サービスに係る単価契約書第16条第3項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らずに行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<複写サービスに係る単価契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第16条

1～2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第20条 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、本契約において発注者が示した予定使用枚数と既使用枚数との差に、別紙1記載の単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5) 略

3 略

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

課税
事業者届出書
免税

年 月 日

福岡県総務部
総務事務厚生課長 殿

住所
氏名

課税事業者
下記の期間については、消費税法の（同法第9条第1項本文の規定によ
免税事業者
が免除される事業者でない。
り消費税を納める義務）である（となる予定である）の
を免除されている。
で、その旨届け出ます。

記

課税期間 年 月 日から
年 月 日まで